

作成年月日	令和3年7月26日
作成課室名	企画県民部政策調整課

令和4年度国の予算編成等に対する提案

1 趣旨等

県政の課題解決に向け、令和4年度の国の予算編成等に対する提案活動を行う。

2 提案の概要

I 新型コロナウイルス感染症対策

<新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等>

- 事業者支援分の早期追加交付、緊急事態宣言が発令された都道府県への重点配分
- 交付金のR3年度における更なる増額、R4年度の継続・充実

<医療・検査体制等の充実>

- デルタ株対策の強化 (入国者に関する情報管理やフォローアップの徹底、スクリーニング検査・ゲノム解析の推進支援)
- ワクチン接種の推進 (ワクチンの必要量確保と供給スケジュールの早期提示、職域接種・大規模接種の早期の申請受付再開、アストラゼネカ社のワクチン活用、国産ワクチン・治療薬の研究開発)
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のR3年度の所要額確保、R4年度の継続・充実

<事業継続・雇用確保対策の充実>

- 資金繰り支援の強化 (都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込再開、SN保証5号の全業種指定の継続等、返済猶予や弾力的な返済条件の変更)
- 月次支援金の要件緩和・給付上限額引上げ
- 観光事業者、商店街、交通事業者、芸術文化活動、農林水産事業者への支援
- 雇用調整助成金の特例措置延長、緊急雇用創出事業の創設
- 総需要対策の実施 (補正予算編成や予備費充当などによる経済対策の早期実施)

<生活に困窮されている方への支援>

- 生活福祉資金の継続、生活困窮者自立支援金の制度見直し (支給要件の緩和)
- 学生に対する支援の強化 (大学生・専門学校生等の修学支援の拡充)

<地方財政への支援>

- 令和4年度地方財政計画の充実 (一般財源総額の確実な確保、各団体における必要額の確保)
- 減収補填債の対象拡充、特別減収対策債の延長・対象拡充

II 安全安心な兵庫づくり

- 防災・減災対策の推進 (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算確保、山地防災・土砂災害対策の推進に関する予算確保、防災庁の創設)
- 医師確保対策の推進 (医師需給推計の見直し、医学部臨時定員増の継続)
- 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証への対応
- こども庁の創設 (子ども・子育て関連施策の所管の一元化、幼児教育と保育の一元化)
- 不妊治療等に関する経済的負担の軽減 (不妊治療前の検査費用に対する支援の創設、不育症治療・検査の支援対象拡充)
- 高齢者支援の充実 (定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進)

【裏面あり】

III 兵庫五国の交流新展開

- 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進（航行可能区域の拡大、インバウンド船旅振興制度の運行可能日数延長）
- ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援（地方財政措置の充実、関係省庁間の連携・協力体制の確立）
- 基幹道路の整備促進（大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路、神戸西バイパス、中国横断自動車道姫路鳥取線、東播磨道、東播丹波連絡道路、山陰近畿自動車道、北近畿豊岡自動車道）

IV 兵庫の強みを活かした産業の育成

- 変化に強い産業構造への転換（国内サプライチェーン網の構築支援に関する予算拡充、UNOPS S3i Innovation Centre Japan(kobe)におけるスタートアップ育成等に対する支援、関西版フラウンホーファー(仮称)の整備に向けた支援）
- 農林水産業の基幹産業化（スマート農業推進に関する予算拡充、鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化、高性能林業機械の導入等に関する予算の拡充）
- 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生（栄養塩管理等に対する支援）
- エネルギー対策の強化（FIT法手続の厳格化、農地やため池を活用した太陽光発電の推進）

V 多様な人材の活躍

- 少人数学級の実現（加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数を拡充）
- 教職員定数の改善・充実（教職員の勤務時間縮減や教育課題に対応するための定数改善）
- 学校のICT化の推進（維持管理費やAR・VR等の先端技術活用に対する財政措置）
- 高等学校等就学支援金制度の拡充（無償化対象の拡大、入学金の支援対象化）

VI ポストコロナ社会への道筋

- デジタル化の本格的推進（都道府県も含めた自治体の業務やシステムの統一・標準化、マイナンバーの安全性と利便性の向上、「富岳」の産業利用促進）
- 地方回帰を促す環境整備（国土の将来像の提示、地方拠点強化税制の継続・充実）

VII 地方税財政の充実、強化等

- （再掲）令和4年度地方財政計画の充実
- 超過負担の解消（学校や社会福祉施設の整備に関する補助単価の引き上げ）
- デジタル化推進への財政措置の充実（行政のデジタル化や維持管理費への十分な財政措置）
- 地方の税収基盤の確保（電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税制度の堅持、ゴルフ場利用税の堅持、固定資産税の安定的確保、金融所得に対する累進税率の導入検討）
- 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施（事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し、事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討）

3 提案内容

別添 主要事項のとおり（全体版は、別途ホームページに掲載）

4 提案活動の実施

令和4年度政府予算案概算要求等への反映に向け、各部局が国への提案活動を実施

（問合せ先：政策調整課政策班 078-362-9007）

令和4年度 国の予算編成等に 対する提案

<主要事項>

令和3年7月
兵庫県

《目 次》

<令和4年度 国の予算編成等に対する提案>

I 新型コロナウイルス感染症対策	
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等	3
2 医療・検査体制等の充実	5
3 事業継続・雇用確保対策の充実	11
4 生活に困窮されている方への支援	18
5 地方財政への支援	19
II 安全安心な兵庫づくり	
1 防災・減災対策の推進	23
2 医療確保と健康づくり	30
3 子ども・子育て環境の充実	33
4 高齢者・障害者支援の充実	35
III 兵庫五国の交流新展開	
1 新たなツーリズムの創出	37
2 スポーツの振興	38
3 交流基盤の整備促進	39
IV 兵庫の強みを活かした産業の育成	
1 変化に強い産業構造への転換	44
2 農林水産業の基幹産業化	47
3 持続可能な地域環境の創造	53
V 多様な人材の活躍	
1 時代を担う人材の育成	56
VI ポストコロナ社会への道筋	
1 デジタル化の本格的推進	59
2 地方回帰を促す環境整備	63
VII 地方税財政の充実・強化等	
	66

I 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大から1年あまりとなる。

感染症という目に見えない敵との闘いであり、その対策は、医療・検査体制の充実、外出自粛や営業時間短縮・休業の要請など県民行動の変容、事業活動への支援など多岐にわたる。

このため、

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等
- 2 医療・検査体制等の充実
- 3 事業継続・雇用確保対策の充実
- 4 生活に困窮されている方への支援
- 5 地方財政への支援

について、以下のとおり提案する。

今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和3年度における補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和4年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じられたい。

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等【内閣官房、内閣府】

(1) 事業者支援分の早期の追加交付

・ 本県をはじめ、これまでに緊急事態宣言等が発令された地域では、大規模施設等に対する協力金について、国の基本的対処方針に基づき、都道府県知事の判断により休業・営業時間短縮を要請する場合には、協力要請推進枠において国がその60%を財源措置し、残る40%の地方負担は事業者支援分の充当が可能とされた。

また、飲食店等に対する協力金について、国の基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間（まん延防止重点措置区域の場合：営業時間20時まで、酒類の提供19時まで）に係る部分に限り、協力要請推進枠において国がその80%を財源措置している。本県では、重点措置を実施すべき期間において、国の基本的対処方針に基づき、知事の判断により土日の酒類提供の禁止を要請し、支給単価(最大1万円)を上乗せしたが、当該上乗せ単価に係る協力金は協力要請推進枠の対象外となり、事業者支援分に対応せざるを得なくなっている。

さらに、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請され、それに応じて県独自の支援を行ってきた。

加えて、本県では、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、本県の事業者支援分の所要額は、先行配分額114億円を超える額を予算計上済みであることから、事業者支援分のうち留保されている2,000億円について、早期に追加交付すること。

<大規模施設等協力金の財源>

区分	～6/20		6/21～（都道府県判断）	
	協力推進枠	即時対応特定経費 交付金	協力推進枠	即時対応特定経費 交付金
時短分(国の基本的対処方針に基づく要請分)	80%	対象	60%	対象外
独自上乗せ分	60%	対象外	対象外	

<飲食店の規模別協力金単価>

区分	～6/20 (緊急事態措置)	6/21～7/11 (まん延防止重点措置)		7/12～7/31
	・酒類・カワ設備を提供する飲食店の休業要請 ・酒類・カワ設備を提供しない飲食店の時短要請	時短要請	上乗せ措置 (兵庫県は、土日の酒類提供を禁止)	時短要請 (重点措置は解除されたが、要請継続)
単価	4～20万円/日	[重点措置区域] 3～20万円/日 [その他地域] 2.5～20万円/日	[重点措置区域] +0～1万円/日	[神戸・阪神地域、明石] 2.5～20万円/日 [上記以外の地域] 2万円/日(定額)
財源	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金	— (事業者支援分)	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金

(2) 緊急事態宣言が発令された都道府県への事業者支援分の重点配分

- ・ 本県をはじめ、これまでに緊急事態措置等が発令された都道府県においては、(1)のとおり、大規模施設等や飲食店に対する協力金、その他の事業者に対する支援等により、事業者支援分の所要額が多額となっている。

したがって、事業者支援分の留保分2,000億円の追加交付時には、緊急事態措置が発令され、当該上乗せ措置を行った都道府県に重点的に配分すること。

(3) 地方創生臨時交付金の充実

①令和3年度における更なる増額

- ・ 事業者支援分5,000億円及び地域観光事業支援1,000億円が措置されたが、3月の全国知事会調査における地方創生臨時交付金6,000億円の不足は、第4波到来の前のものであり、その後の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等に伴う影響の長期化により、更なる不足が見込まれる。

国の基本的対処方針では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては、地域の感染状況等に応じ、都道府県の判断により国の定めた内容に加え、必要な要請等を行うこととされており、基本的対処方針に基づき実施する都道府県の取組を各知事が適切に対応できるよう、国が責任をもって必要な財源を措置する必要がある。

加えて、今後、消費喚起対策や雇用対策など都道府県が実情に応じた対策を講じていく必要がある。

したがって、早期に予備費の充当などにより地方創生臨時交付金の更なる増額を行うこと。

②令和4年度における継続・充実

- 新**・ コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等には時間を要すると考えられるため、令和4年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること。

(4) 即時対応特定経費交付金の適用期間の撤廃

- ・ 即時対応特定経費交付金の適用対象は、8月22日までとされている。各都道府県が、まん延防止等重点措置の期間延長等において、その解除後も含め、休業要請を躊躇なく実施できるよう、即時対応特定経費交付金の期限を撤廃して継続すること。

(5) 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置

- ・ 飲食店等に対する規模別協力金については、別途事務費が措置されている。
一方、大規模施設等に対する協力金については事務費が措置されていないが、定額から規模に応じた算定方法に変更されたことにより、面積の判定など多くの事務負担が生じている。

このため、飲食店に対する協力金と同様、大規模施設等に対する協力金についても、事務費を対象とし、既実施分も含めて措置すること。

2 医療・検査体制等の充実

(1) 東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた水際対策の強化

【内閣官房、厚生労働省、法務省】

- 新**・ 東京オリンピックに引き続き、パラリンピックの開催も迫っている。
- 6月には、成田空港の検疫検査で来日選手団の中から陽性者が判明したにも関わらず、濃厚接触者の特定を行わないまま目的地である合宿地の自治体まで選手団を移動させ、後日、陽性者が判明する事案が発生した。
- 上記の事案を受けて、国は指針を改定したものの、座席等により機内濃厚接触候補者を区分し、受入自治体がバスで5時間未満に位置する場合は、自治体へ直接移送され、その後濃厚接触者の特定がなされることとなっており、結局、濃厚接触者・感染者が自治体に入ってくる可能性は否定できない。
- 今後も、各国選手団の入国が続くことを踏まえ、入国に際し検疫において陽性者が判明した場合には、濃厚接触者を早期に特定し、検疫所の宿泊施設等に留め置き移送させないなど、国として更なる厳格な対応を行い、水際対策を強化すること。
- ・ 都道府県及び保健所設置市に対して、入国者に関する情報提供を迅速かつ的確に行うこと。

(2) デルタ株対策の強化

【内閣官房、厚生労働省、法務省】

①入国者に関する情報管理、フォローアップの徹底等

- 新**・ 入国者に関する都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組むこと。
- 新**・ 健康観察期間中に有症状になった場合は、症状の程度に関わらず、漏らすことなく把握し、管轄保健所への迅速な通知と必ず医療機関を受診させるよう、フォローアップの徹底を図ること。

【提案の背景】

- ・ 検疫所指定の宿泊施設での待機期間（10日）後、4日間の自宅待機期間中に有症状となった場合は、国の「入国者健康確認センター」から県・保健所設置市に連絡する体制となっている。（R3.1）
- ・ しかし、有症状者の医療機関受診は、最終的には本人の意思（自主性）に委ねられている。特に軽症状（熱が出たがすぐに下がった等）の場合や症状が持続している場合、連絡体制が機能しないケースもあることから、十分なフォローが必要である。

②ガイドライン等の早急な提示

- 新**・ 国として速やかに実態分析を行い、デルタ株への具体的な対応策を示したガイドライン等を早急に提示すること。

③スクリーニング検査、ゲノム解析の推進

- 新・ デルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、新たな変異株を識別できる抗原キット等試薬の開発や自治体への速やかな配分、国が実施している民間検査機関への変異株スクリーニング検査委託箇所数の拡充を行うこと。
- 新・ 本県の政令指定都市・中核市のうち、姫路市及び尼崎市の地方衛生研究所では、変異株のゲノム解析をできる体制が整っていない。
このため、全ての地方衛生研究所において全ゲノム解析を実施できるよう、解析機器の無償供与、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設整備に対する補助制度の創設、試薬の安定供給体制確保等の支援を行うこと。
- 新・ 上記に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加するなど、国において全額財政措置を講じること。

(3) ワクチン接種の推進

【厚生労働省】

①ワクチンの必要量の確保等

ア 市町村接種

- 新・ 今後、64歳以下のワクチン接種が本格的に実施されていく中、7月以降のファイザー社製ワクチン供給量の先細りに伴い、県内市町の一部では、急遽、予約の受付中止や接種予約のキャンセルをせざるを得ないなど、混乱が生じている。
市町村が行う接種計画が円滑に進むよう、国の責任において、希望に即したワクチン量を確実に確保するとともに、ワクチンの種類や量の供給スケジュールを早期に示すこと。

イ 職域接種・大規模接種

- 新・ 本県の大規模接種は、6月21日から11月28日までの実施を予定していたが、国からのワクチン供給が見通せないことから、姫路競馬場(8月30日～)及び園田競馬場(9月27日～)を活用した接種の実施は、現段階では未定となっている。
ワクチン接種を加速させるため、国の責任において武田/モデルナ社等のワクチンの必要量を確保し、大規模接種及び職域接種の申請受付を早期に再開すること。

<兵庫県が行う大規模接種>

(当初の予定)

姫路	6/21(月)～8/29(日) アクリエひめじ	8/30(月)～11/28(日) 姫路競馬場
阪神	6/21(月)～9/26(日) 西宮市立中央体育館	9/27(月)～11/28(日) 園田競馬場

〔変更後
(R3.7.26)〕

姫路	6/21(月)～9/12(日)まで延長 アクリエひめじ
阪神	6/21(月)～10/17(日)まで延長 西宮市立中央体育館

※姫路・園田競馬場での実施は、未定

- 新・ 既に申請を受け付けた企業・大学等や自治体に対して、多くの企業等で国の承認が下りず保留の状況が続いており、今後の手続も含め早急に対応方針を示すこと。

- 新・ 地域を支える中小企業等が職域接種の共同実施などを推進できるよう、国の責任において、人的支援も含めた万全の支援措置を早急に講じること。
- 新・ 現行の職域接種の人数要件(1,000人)について、1,000人未満でも可能とするよう要件を緩和すること。

②適切な国の財政措置

ア 市町村接種・大規模接種

- ・ 大規模接種を含め、ワクチン接種に要する費用について地方負担が生じることがないように、会場運営委託に要する経費など所要額を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、確実に措置すること。
- ・ 時間外(2,800円)及び休日(4,200円)については接種費用委託単価が引き上げられたが、通常の接種費用接種単価(2,070円)はインフルエンザの予防接種と比較しても低いため、当該単価についても引き上げること。
- ・ 接種費用委託に関する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付対象は、市町村に限られている。
 しかし、都道府県が行う大規模接種については、都道府県と市町村の間の費用負担が不明確となり、精算事務も煩雑となることから、実施主体である都道府県に対して直接交付すること。

イ 職域接種

- 新・ 職域接種の接種に要する費用については、2,070円/人の単価では不十分であり、単価を引き上げること。
- 新・ 国が全額負担して実施する自治体の大規模接種と同様に、職域接種についても、会場設置運営費など接種に必要な経費全額を国で負担すること。

③ワクチン接種記録システム（VRS）入力の迅速化に向けた支援

- 新・ VRS入力について、接種券を読み取るタブレットの読み取り速度が遅く、入力作業に時間を要しており、一部の市町の入力に遅れが生じている。
 市町の負担を軽減し、入力の迅速化を図るため、国において新たにVRS対応OCR・バーコードリーダーを配付するなど、抜本的な対策を講じること。

④アストラゼネカ社のワクチンの活用

- 新・ アストラゼネカ社のワクチンは、海外で若い世代を中心に極めて稀に血栓ができる副反応が報告されていたこともあり、活用方法が未定である。
 このワクチンは、他国やWHO等でも有効性が確認され、国内で生産できる利点もあることから、職域接種等で希望する実施主体に供給するなど、国として積極的な活用を推奨するとともに、副反応に対する検証・分析等を更に進めること。

< JCRファーマ(株) (本社：芦屋市) >

- ・ アストラゼネカ社が開発した新型コロナワクチンの原液の製造工場を神戸市内に新設予定
 ※ 令和4年10月に完成し、令和5年以降に稼働する予定)

⑤国産ワクチン等の研究開発の推進

- 新・ 国産ワクチン及び治療薬の研究開発を後押しするため、海外諸国に匹敵する十分な研究費を安定的かつ長期的に確保すること。

(cf. 研究開発に関する R2 年度三次補正予算：1,606 億円)

- 新・ 薬事承認プロセスの迅速化や国内外における治験の充実・迅速化を図ること。

<本県 中和抗体医薬品の開発支援事業 [R3 当初予算額：3,000 万円 (R2 同額)]>

- ・ 神戸大学と㈱イーベックが行う中和抗体医薬品の開発研究を支援
県立加古川医療センターの協力を得て、患者から採取した血液をもとに高い中和活性を持つ抗体を精製し、中和抗体医薬品の開発へと展開

〔※ R3. 7. 13 神戸大学発表：従来株に感染した人にも、変異株を阻む中和抗体ができることが判明〕

⑥ワクチン接種に対する正確な情報発信

- 新・ ワクチン接種の副反応や接種後の死亡事例等についての誤った情報がインターネット等で拡散し、支障となっている事例が発生している。

今後本格化する若年層に対するワクチン接種推進の観点も含め、国民が安心して接種を受けられるよう、ワクチン接種の意義や有効性、副反応も含めた正確な情報を発信すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保、対象事業拡充

【厚生労働省】

①所要額の確保

- ・ 国の令和2年度三次補正予算（令和3年度に繰越）では、今年度上半期の感染収束を見込んだ上で、概ね9月分までの所要見込額が計上されている。
しかし、第4波の感染拡大により既にその所要額は大幅に増加しているため、国の責任において、確実に所要額を確保し、迅速な交付を行うこと。

②対象事業の拡充

- ・ 感染拡大防止のため、医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること。
 - 高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用
 - 入院医療機関に対する運営経費支援
＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日（GW期間中は24,000円/日）を支援＞
 - 回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援
〔本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援
（1病床増加あたり600万円）〕
 - 自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援
＜本県の対応：（訪問介護の場合）1日当たり訪問介護38,000円を支援＞
 - 長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援
＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞

(5) 医療機関等への支援の継続・充実

①入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

【厚生労働省】

- 新**・ 国民へのワクチン接種が進んでも、新型コロナに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保する必要があるため、入院病床を確保するための空床補償経費や宿泊療養施設の借り上げ等に要する経費について、補助単価や補助対象等を維持・拡充し、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。

②診療・検査医療機関に対する支援

【厚生労働省】

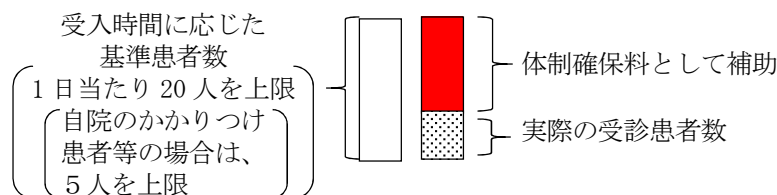
- 新**・ 診療・検査医療機関が診療・検査体制の確保に要する費用について、国庫補助制度が設けられていたが、令和2年度限りで同事業は終了している。

かかりつけ医による更なる診療・検査の推進のため、診療報酬の加算や新たなインセンティブ制度の創設等、診療・検査医療機関に対する支援を充実させること。

<R2年度限り：発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業>

- 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助

[補助基準額] 13,447円/人・日 × (受入時間に応じた基準患者数 - 実際の発熱患者等の受診患者数)



※ 令和2年度は、発熱患者の診療時間を事前に指定し、その時間は診療体制を確保していただいたが、令和3年度は「予約があった場合のみ対応」など診療体制の確保が柔軟になったため、上記補助事業は廃止された。

〔例 令和2年度：月・水・金の12:00～13:00(この時間は、予約がなくても診療体制を確保)
令和3年度：月・水・金(時間は設定せず、予約があった場合のみの対応で可)〕

③不採算地区病院に対する支援

【総務省】

- 新**・ 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)について、コロナ禍においても病院機能を維持し地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への地方公共団体からの支援(繰出金)について、令和3年度の特別交付税の算定における基準額が30%引き上げられることとなった。

これらの病院は、地域唯一又は主要な病院として、地域医療の中核的役割を果たしていることから、令和4年度以降も上記の基準額引上げ措置を継続・拡充するなど、不採算地区病院に対する十分な財政支援を行うこと。

(6) 被災地応援職員・ボランティアへの行政検査の実施

【厚生労働省】

- 感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を自己負担のない行政検査として実施すること。

<大規模災害ボランティアへのPCR検査の実施>

コロナ禍における大規模災害被災地での感染を予防し、ボランティアの安全を図るため、ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対し、県立健康科学研究所を活用したPCR検査の受検支援体制を整備

- 対象者 ひょうごボランティアプラザが、①大規模災害発生時に緊急を要すると判断し、②被災地の災害ボランティアセンターへ派遣する災害ボランティア
- 実施方法 ひょうごボランティアプラザから県立健康科学研究所に検査を委託
- 自己負担額 なし (検査に要する費用を「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」(財源：ふるさとひょうご寄附金)により支援し、実質無償とする。)

3 事業継続・雇用確保対策の充実

(1) 事業継続に向けた支援の充実

【経済産業省】

①資金繰り支援の強化

ア 都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込再開

- ・ 政府系金融機関における実質無利子・無担保融資については当面年末まで継続されることとなったが、政府系金融機関は都市部を中心に立地し窓口も限られているため、事業者の利便性向上の観点から、本年3月末で保証申込が終了した都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を強化すること。

イ セーフティネット(SN)保証4号の指定期間の延長

- ・ 融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号の指定期間(9月1日まで)を延長すること。

ウ セーフティネット(SN)保証5号の全業種指定の継続

- 新**・ 8月1日より、SN保証4号より売上要件が緩いSN保証5号の指定対象業種が減少(全業種(1,145業種)→535業種)する予定であるが、県内地場産業においてコロナ禍の影響を受けているにもかかわらず対象外となる業種(線香、利器工匠具(かんなのみ、包丁等))が存在するため、引き続き全業種指定とすること。

【信用保証制度の概要】

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN保証4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	9月1日
SN保証5号	業種指定(全業種指定(1,145業種))	△5%	80%	7月31日(※)
危機関連保証	全国・全業種指定	△15%	100% (SN保証と別枠)	12月31日

※8月1日～12月31日は、535業種を指定

【新型コロナウイルスに関連する兵庫県中小企業制度融資】

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス対策貸付 (R2.2.25～当面の間)	SN保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (R2.3.16～R3.9.30)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※1)		
③借換等貸付 (R2.3.16～R3.9.30)	県制度融資の借換		0.70% (0.80%※1)		
④新型コロナウイルス危機対応 貸付(R2.3.16～R3.12.31)	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)	2.8億円	10年(2年) 以内
⑤新型コロナウイルス感染症対応資金 (R2.5.1～R3.5.31 (保証申込はR3.3.31で終了))	最大で当初3年無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)		
⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 (R2.6.22～R3.5.31)	⑤の限度額超の資金ニーズに対応	SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年) 以内
⑦伴走型経営支援特別貸付 (R3.4.1～R4.3.31)	経営改善等を行う場合の保証料負担軽減	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.90% (0.20%)	i 4,000万円 ii 2,000万円 (※2)	10年(5年) 以内(※3)

※1 SN保証を利用する場合(一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%)

※2 iiはiの4,000万円を利用していることが前提(2口となるが、合計6,000万円まで申込可能)

※3 危機関連保証で利用する場合、iiの据置期間は2年以内

<利用実績 (R3. 7. 16 現在) >

(単位：件、億円)

区分	R3 年度		参考：R2 年度	
	件数	金額	件数	金額
①コロナ対策貸付	108	17	2,077	444
②経営活性化資金	211	53	626	185
③借換等貸付	36	7	161	53
④危機対応貸付	116	17	1,257	476
⑤無利子資金	5,208	1,190	53,324	8,869
⑥保証料応援貸付	1,281	184	2,766	862
⑦伴走型経営支援特別貸付	57	11	—	—
計	7,017	1,479	60,211	10,889

エ 返済猶予や弾力的な返済条件の変更等

- 新・ 新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中で事業者は既往債務の据置期間終了などに直面しているため、返済猶予や返済条件の変更等への弾力的な対応について、金融機関への指導を強化すること。

オ 損失補償に対する支援

- 融資実績の増に伴い、県の信用保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証協会連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること。

【提案の背景】

- 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。

<損失補償割合>

区分	損失補償割合
SN 保証 4 号 (100%保証)	日本政策金融公庫 80%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 14%
危機関連保証(100%保証)	日本政策金融公庫 90%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 4%

[本県影響額の試算]

- R2 及び R3 融資分に係る損失補償
(R2 融資実績額：1 兆 1,000 億円及び R3 融資目標額：8,000 億円で、リーマン・ショック時(H21)の県制度融資の代位弁済率(約 7.5%)を乗じて推計)

(単位：億円)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
5	13	15	13	9	6	5	4	3	3	2	78

②月次支援金の要件緩和、給付上限額の引上げ等 【経済産業省】

- ・ 緊急事態措置等により影響を受けている事業者は酒類販売事業者に止まらず、またその影響も全国に及んでいるため、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている全ての事業者について30%減まで緩和すること。

【国制度の問題点】

- ・ 協力推進枠の対象となる売上要件の緩和（50%減→30%減）については、酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に限られている。
- ・ また、その場合の財源は、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠に加えて都道府県の2割負担が求められ、事業者にとっても、申請先が50%減の場合は国、30%減の場合は都道府県となるため分かりにくい。

- ・ 飲食店等への休業要請などに伴う協力金と比較して少額となっている給付上限額の引上げを行うこと。

※ 月次支援金	⇔	休業要請・時短等協力金
法人：20万円/月		飲食店(緊急事態措置)：120万円/月(4万円×30日)
個人：10万円/月		テナント：60万円/月(2万円×30日)

- ・ 一時支援金も含め、迅速な支給を行うこと。

(2) 観光事業者に対する支援 【国土交通省】

①地域観光事業支援の柔軟かつ弾力的な運用

- 新・ 都道府県が県域で実施する地域観光支援事業については、感染状況がステージⅡ相当以下となった場合に開始できることとなっている。

しかし、緊急事態措置やまん延防止重点措置等の長期化により、本県をはじめ未だ事業開始に至っていない都道府県が多いことから、予約・販売の期限(10月末)及び割引適用・クーポンの配布期限(12月末)について、令和4年度以降も含め、期限を延長すること。

- 新・ 感染状況や県域の特性などの実情を踏まえ、県内全域一律実施ではなく、感染が落ち着いている市町に限定して先行事業開始できるようにすること。

- 新・ Go To トラベル事業と同様に、感染拡大時のキャンセル料に対する補填費用も対象経費として認めるなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。

②実効性ある Go To トラベル事業の展開

- 新・ 観光業の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、Go To キャンペーンの再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。

- ・ 今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること。

③スキー場など少雪の影響を受けている地域の活性化支援

- ・ 近年の暖冬の影響を受け、年間を通じた安定的な経営、誘客が課題となっているスキー場について、グリーンシーズンの教育旅行や合宿の誘致、体験型コンテンツ(キャンプ、マウンテンバイク等)の造成やスキー場設備の高度化に関する新たな支援策を創設すること。

(3) 商店街に対する支援

【経済産業省】

- 新・ 商店街の活性化に向けて、ECサイトの活用や共同宅配など、ポストコロナを見据えた新たな事業展開に取り組む商店街を支援するため、新たな支援策を創設すること。
- 新・ プレミアム付商品券などの消費喚起対策を地方公共団体が継続的に実施できるよう、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による支援を行うこと。
- 新・ 外出自粛等の長期化の影響を受けた商店街の活気を取り戻すため、商店街イベント等を支援するGo To商店街事業の再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。

(4) 交通事業者に対する支援

【国土交通省】

①鉄道事業者

- ・ 収支悪化により、安全輸送設備に関する老朽化対策等の先送りを余儀なくされている地域鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、鉄道軌道安全輸送等整備事業の国庫補助率を引き上げること。(国 1/3 → 1/2)

②バス事業者

- ・ 利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和(現行:15人以上→提案:2人以上)など支援措置を講じること。

③航空事業者

- ・ 航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること。
〔※本県 但馬-伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R3当初予算額:1億7,957万円]〕

(5) 芸術文化活動に対する支援

【文化庁、経済産業省】

- 新**・ 本格的な芸術文化活動の再開・実施には相当期間を要すると考えられるため、令和2年度3次補正予算で計上された文化庁の「ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」や、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業」について、令和4年度も継続・充実して実施すること。

<文化庁 R2.3次補正予算 ARTS for the future! (250億円)>

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演の開催費用、キャンセル料及びキャンセルに伴う動画の製作・配信費用
- ・補助上限額 2,500万円/1団体（公演等の従事人員数等により、異なる）

<文化庁 R2.3次補正予算 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業 (50億円)>

- ・対象事業者 劇場・音楽堂、博物館、ライブハウス、映画館等
- ・補助率 1/2
- ・対象経費 消毒液・マスク、赤外線カメラ、空気清浄機などの感染対策（400万円）、（補助上限額）システム環境や課金システムなど、配信等の環境整備（1億円）等

<経済産業省 R2.3次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業 (314億円)>

ア 公演の開催費用等の支援

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演等の実施に要する費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 1/2
- ・補助上限額 3,000万円/1件

イ 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

- ・対象分野 公演、展示会、遊園地・テーマパーク
- ・対象経費 延期・中止した公演・展示会や休園した遊園地等のキャンセル費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 10/10
- ・補助上限額 2,500万円/1件

- 新**・ コロナ禍による活動自粛で芸術文化活動が途絶えてしまわないよう、地域で活動する個人、グループ等による芸術文化活動を対象とした新たな支援策を創設すること。

(6) 農林水産事業者への支援

【農林水産省】

- ・ 需要は持ち直しているものの、飲食店に対する時短要請の長期化による影響もあり、酒米、肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に農林水産物の価格低迷・下落が懸念されるため、以下について提案する。

①農林水産事業者への支援の継続、充実

消費拡大に向けた大胆なキャンペーンを展開するとともに、令和2年度3次補正予算で計上された高収益作物次期作支援交付金、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業、特定水産物供給平準化事業、学校給食への食材提供等を支援する国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業を令和4年度も継続・充実するなど、農林水産事業者への支援を行うこと。

<R2.3次補正予算 高収益作物次期作支援交付金 (1,343億円)>

- ・ 支援内容 次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入や機器レンタル等の経費を支援
- ・ 支援単価 野菜、果樹、花き、茶等：5万円/10a、施設栽培の花き等：80万円/10a、施設栽培の果樹：25万円/10a

<R2.3次補正予算 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (176億円)>

- ・ 支援内容 経営体質の強化に取り組む肥育農家に対し、出荷頭数に応じた奨励金を交付
- ・ 支援単価 出荷頭数に応じて2万円/頭

<R2.3次補正予算 特定水産物供給平準化事業 (5億円)>

- ・ 支援内容 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を支援

<R2.3次補正予算 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 (340億円)>

- ・ 支援内容 学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等を支援

②酒米生産者への支援の充実

- ・ 令和3年産の酒米については生産調整による対策を行っているものの、緊急事態宣言の度重なる発令により更なる需要減少が想定されるため、米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差に対して、新たな支援策を創設すること。

(7) 雇用確保対策の充実

【厚生労働省】

①雇用調整助成金の特例措置の延長等

- 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。

しかし、緊急事態宣言等の長期化の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

	判定基礎期間の初日	～4月末	5～9月	
中小企業	原則的な措置（※1） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	
	業況特例（※2） 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	—	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置（※1） 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	
	業況特例（※2） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円

注 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 原則的な措置

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少
(比較対象とする月については、柔軟に取り扱い)

※2 業況特例

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上高等)を比較し、Aが30%以上減少

- ・ A：被雇用者の休業初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標
- ・ B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

②緊急雇用創出事業の創設

- 本県の5月の有効求人倍率は0.94倍となり、1倍を下回る状況が続いている。今後、雇用調整助成金の特例措置等が終了すれば、いわゆる隠れ失業者が表面化することから、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。

労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

【本県の有効求人倍率の推移】

R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5
0.98	0.93	0.93	0.93	0.93	0.92	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94

(8) 総需要対策の実施

【内閣府、国土交通省、農林水産省】

- 新・ 新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、早期の補正予算編成や予備費の充当などにより、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずること。
- 新・ 具体的には、公的施設における感染防止のための改修、基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行う必要があり、建設国債も活用し、早期に相当規模の経済対策を実施すること。

4 生活に困窮されている方への支援

(1) 生活福祉資金の継続等

【厚生労働省】

- ・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を令和3年9月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること。
- ・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること。
- 新・ 生活困窮者自立支援金について、生活福祉資金貸付の利用を支給の前提とするのではなく、住民税の課税状況や新型コロナウイルスの影響による所得の減少等がある者に対して支給することができるよう、制度の見直しを行うこと。

(2) 学生に対する支援の強化

【文部科学省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）

- ・ 高校生：世帯年収約910万円未満
- ・ 大学生等：世帯年収約380万円未満

※ 令和2年度には学生支援給付金が支給（10万円（住民税非課税世帯20万円））されたが、令和3年度には実施されていない。

5 地方財政への支援

(1) 令和4年度地方財政計画の充実

【総務省】

①一般財源総額の確実な確保

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和4年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和2年度及び3年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税収関係におけるリーマン・ショック時(H20.9)との比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H20年度	H21年度		H22年度		R元年度	R2年度		R3年度		
			前年度比		H20年度比			前年度比		前年度比	R元年度比
(地消増税除き) 全税目計	699,867	622,089	▲ 11.1	632,488	▲ 9.6	(791,446) 795,119	(754,076) 794,899	(▲ 4.7) ▲ 0.0	(716,446) 764,700	(▲ 5.0) ▲ 3.8	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	212,426	147,625	▲ 30.5	166,588	▲ 21.6	252,786	227,839	▲ 9.9	194,371	▲ 14.7	▲ 23.1
法人2税	212,426	121,127	▲ 43.0	108,006	▲ 49.2	168,865	149,023	▲ 11.8	134,471	▲ 9.8	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	0	26,498	皆増	58,582	皆増	83,921	78,816	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	99,570	96,421	▲ 3.2	105,733	6.2	(191,364) 195,037	(181,009) 221,832	(▲ 5.4) 13.7	(182,982) 231,236	1.1 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.5	36.2	▲ 10.6	32.5	▲ 19.8	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	5.2	10.5	101.9	18.2	250.0	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は最終予算、R3年度は当初予算

※H22年度地方財政計画

- ・財源不足額 18.2兆円 (過去最大、仮試算時13.7兆円)
- ・地方一般財源総額 (水準超経費除き) 58.8兆円 (+1.0兆円)
- ・別枠加算 (地域活性化・雇用等臨時特例費) 1.0兆円

②各団体における必要額の確保

- 新**・ 個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること。

【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- ・ 地方財政計画上、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位:百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	<u>24,125</u>
個別・包括算定経費	783,957	759,259	<u>24,698</u>
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

(2) 減収補填債の対象拡充

【総務省】

- 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること。
- 減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

【令和2年度の拡充内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)を対象税目に追加
- 地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置(地方消費税率引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。)

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～R1	R2
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税(R2～)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)	◎
	所得割				○			
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○						◎
	地方消費税		○					◎
	軽油引取税 たばこ税 ゴルフ場利用税 地方揮発油譲与税 航空機燃料譲与税							◎

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

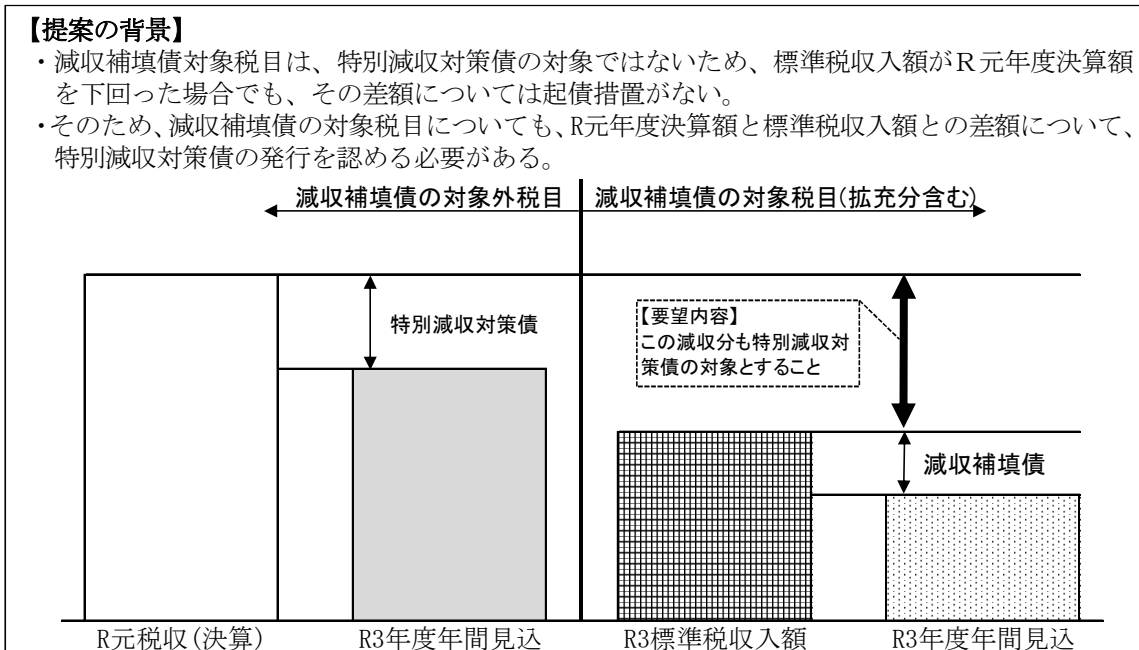
比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

※◎はR2に拡充された税目

(3) 特別減収対策債の延長、拡充

【総務省】

- 新**・ 令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること。
- 新**・ 投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること。
- 新**・ 減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること。



<特別減収対策債(R2~)>

- ・ 減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当のための地方債
- ・ 発行可能額は、令和元年度決算額と当該年度の収入見込み額との差額

(4) 国民健康保険に対する財政支援

【厚生労働省】

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和2年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること。

【国制度の問題点】

- ・ 令和2年度の同財政支援措置は、減免に要した費用の全額が国庫補助の対象とされていたが、令和3年度は、各市町村の保険料収入等に占める減免額の割合に応じて、その一部のみが財政支援されることとなっており、保険者側に負担が生じている。

R 2	R 3
災害等臨時特例補助金 (コロナ減免の6割)	なし
国特別調整交付金 (コロナ減免の4割)	<コロナ減免が保険料収入等の3%以上である場合> コロナ減免の10割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%以上3%未満である場合> コロナ減免の6割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%未満である場合> コロナ減免の4割

Ⅱ 安全安心な兵庫づくり

1 防災・減災対策の推進

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

【農林水産省、国土交通省、総務省】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

しかし、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえると、被害の防止・最小化を図る事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興に必要な道路ネットワークの強化やインフラの老朽化対策も組み合わせた総合的な強靱化対策が必要である。

国土強靱化の取組を加速させるため、以下について提案する。

- 新・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）に必要な十分な予算を、通常予算とは別に、計画的・継続的に確保すること。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること。

<本県の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する事業費見込>

〔行財政運営方針 財政フレーム〕 (単位：億円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
国補助事業	629	—	435	435	435	435	2,369
県単独事業	33	105	105	105	105	105	558
合計	662	105	540	540	540	540	2,927

※R2：補正予算

区分	事業効果
治水対策	・市川（砥堀工区）、猪名川など11箇所の前倒し完了
津波対策	・南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に確実に完了
山地防災・土砂災害対策	・358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
道路ネットワーク強化	・東播磨道のR6全線開通 ・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了
老朽化対策	・道路橋の補修工事の完了を3年前倒し ・トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進

<本県の防災・安全交付金等の推移>

(単位：億円)

	H29	H30	R1	R2	R3
防災・安全交付金	396	381	444	297	338
社会資本整備総合交付金	181	192	147	149	170
個別補助	59	51	155	334	314
合計	636	624	746	780	822

注：県土整備部の当初内示額（強靱化予算除く）

(2) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進 【農林水産省、国土交通省】

- 本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に掲げる対策に必要な予算を確保すること。

<津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：H26～R5年度 ・総事業費：約640億円 (単位：億円)

事業内容	概算事業費
レベル1 津波対策(100年に1回程度の津波) ⇒ 【津波の越流を防ぐ】	
津波防御対策	358
(防潮堤等の高さの確保)	(213)
(防潮堤等の健全性の保持)	(118)
(陸閘等の迅速・確実な閉鎖)	(27)
避難支援対策	3
レベル2 津波対策(最大クラスの津波) ⇒ 【浸水被害を軽減する】	
既存施設強化対策	221
(防潮堤等の越流・引波対策)	(60)
(防潮堤等の沈下対策)	(131)
(防潮水門の耐震対策)	(30)
津波被害軽減対策(防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化)	55
合計	約640

※ 重点整備地区 ・淡路地域：福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区
 ・尼崎西宮芦屋港：尼崎地区、鳴尾地区、西宮・今津地区

<日本海津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：R1～R10年度
 ・総事業費：56億円 (河川堤防整備：17億円、防潮堤等整備：14億円、水門耐震化：1億円、防波堤の沈下対策：24億円)

(3) 河川の事前防災対策 【国土交通省】

- 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること。

<河川対策アクションプログラム>

・計画期間：R2～R10年度 ・総事業費：約1,800億円 (単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川(西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム(宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	美囊川(三木市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川(養父市)	240

(4) 山地防災・土砂災害対策等の推進

【農林水産省、国土交通省】

- ・ 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること。
- ・ 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること。
- ・ 公共事業の採択要件を緩和すること。

例 [砂防関係事業：土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和

[砂防関係事業：急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上(避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等

(2)要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

<第4次山地防災・土砂災害対策計画(R3～R7年度)>

区分	整備目標(着手箇所数)			合計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
人家等保全	373	365	—	738
流木・土砂流出防止	—	220	—	220
災害に強い森づくり	—	—	100	100
合計	373	585	100	1,058

(5) 高潮対策の推進

【農林水産省、国土交通省】

- ・ 兵庫県高潮対策10箇年計画(大阪湾沿岸で既往最高潮位を観測した平成30年台風第21号等を踏まえ策定)に掲げる防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策の推進に必要な予算を確保すること。

<兵庫県高潮対策10箇年計画(R1～R10) [全体事業費：約450億円]>

- ・ 平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止に向けた緊急対策については、R3年度中に完了予定

※既に整備が完了した主な箇所 南芦屋浜地区・南護岸(約1,400m)、宮川(芦屋市)

- ・ 上記地区以外についても、計画的に高潮対策を推進(R4年度以降の主な事業)

事業箇所	事業内容	事業期間	概算事業費
西宮市枝川町地区	防潮堤嵩上げ	R4～R6	8億円
淡路市富島地区	防潮堤嵩上げ	R4～R8	7億円
新川・東川(西宮市)	統合排水機場の整備	R1～R8	120億円

(6) ため池改修の推進

【農林水産省】

①ため池の防災工事に必要な予算の安定的確保

- ため池工事特措法に基づき策定した防災工事等推進計画により、改修整備（廃止工事を含む）が集中的かつ計画的に進められるよう必要な予算を確保すること。

【提案の背景】

- ため池の劣化評価や豪雨耐性評価の結果、決壊した場合に人命に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点ため池」に指定した。(5,972箇所)
- このうち、本県の「防災工事等推進計画」には特に決壊リスクが高い約420箇所を登載し、計画期間（R3～R12）において約640億円の事業予算により全箇所の改修整備・廃止をめざす。

<防災工事等推進計画（R3～R12年度）>

区 分	整備目標（着手箇所数）			事業費 (億円)
	前期(R3～R7)	後期(R8～R12)	計	
改修工事	137	164	301	608
廃止工事	89	32	121	32
合 計	226	196	422	640

②ため池管理者による適正管理の支援充実

- 全国最多のため池を有する本県において、ため池管理者が適正なため池管理を継続的に実施できるよう、ため池保全サポートセンター※に対する財政支援を拡充すること。

※ため池保全サポートセンターの概要

趣 旨	ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者による適正な保 全管理活動を支援するため、全国に先駆け平成28年5月に淡路地域、平成30年6月 に全県を対象とした「ため池保全サポートセンター」を開設
支援内容	管理の相談対応、現地パトロール・指導、管理者講習会への講師派遣等
成 果	相談対応：49件 巡回点検、管理者への指導・助言：延べ約5,600箇所(R2までの累計) 管理者講習会講師派遣(R1,2累計)：派遣回数34回(20市町)、受講者数1,140人

※ため池管理体制緊急整備事業による国補助金：上限1,000万円（県事業費：4,500万円）

(7) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務省】

・ 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県庁舎については、以下の理由により、早期に耐震安全性の不足や老朽化等の課題を解決し、災害発生時における対策活動の広域拠点として再整備を行う必要がある。

- ① 復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、厳しい財政状況も踏まえ、平成8年度に最低限の耐震補強耐震工事を実施したのみで、本格的復旧を後回しし、これまで現庁舎をそのまま活用してきた。
- ② 建築後約50年が経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成30年度に改めて耐震診断をした結果、 I_s 値が0.16~0.37になるなど、防災拠点に求められる耐震性能(I_s 値0.9)はもとより、大規模地震に対する安全性基準(I_s 値0.6)も大きく下回っている。
- ③ 県庁舎が所在する神戸市は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震で最大震度6強が予想され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして実施する実質的な震災復旧事業である兵庫県庁舎等再整備について、

- i 緊急防災・減災事業債
- ii 公共施設等適正管理推進事業債

などの起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

【提案の背景】

・ 緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債では、県庁舎等再整備事業が対象事業に含まれておらず、多額の財政負担が発生する見込みである。

<兵庫県庁舎再整備事業の概要>

[現庁舎の状況]

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟
建築年度	S41.3(築55年)	S45.12(築50年)	S48.1(築48年)	S40.6(築56年)	S45.12(築50年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震
I_s 値	0.30	0.37	0.35	0.16	0.32

区 分	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター
建築年度	S43.5(築53年)	H2.3(築31年)	H12.3(築21年)
耐震基準	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)

(※3号館、災害対策Cは対象外)

[再整備の規模] ・行政棟：約60,000㎡(28階程度、別途駐車場が約7,000㎡)
・議会棟：約13,000㎡(別途駐車場が約4,000㎡)
・県民会館：約20,000㎡

[概算事業費] 約700億円

[スケジュール] ・R元年度～R3年度 基本計画、基本設計
・R4年度～R7年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

(8) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

【総務省】

- 地震・津波や風水害等への対応に加え、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を拡大すること。
 - 感染症防止対策の改修や、感染症蔓延期及び災害発生時に円滑に業務遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備
 - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

(9) 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築【財務省、農林水産省、国土交通省】

- ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
- 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web査定の方法を恒常的に選択できるようにすること。

【国制度の問題点】

- ・実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、円滑な災害復旧事業の推進に支障となるおそれがあるうえ、被災自治体にとって、現地対応が大きな負担となっている。

<令和2年度 地方分権改革に関する提案募集（本県提案項目）への国の対応方針

(R2.12.18閣議決定) >

- ・災害査定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、9,10月に地方公共団体へ通知。
- ・机上査定の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。

(10) 被災地(者)支援に関する制度の充実

①災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府、総務省】

- 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加、または、罹災証明関係業務の応援に関する経費について全額特別交付税措置を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ、実質的地方負担はゼロになる。
- ・H30年大阪府北部地震や7月豪雨、R1東日本台風等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。
- ・他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため、派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)

②被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大

【内閣府】

ア 被災全地域への適用

- ・ 同一の災害により被害を受けた全ての地域を平等に対象とすること。

【提案の背景】

- ・ 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。
- ・ 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

イ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・ 令和2年の法改正により、支給対象が中規模半壊(損害割合30%以上40%未満)まで拡大されたが、令和元年台風第15号時に支援対象が拡大された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、半壊世帯(損害割合20%以上30%未満)及び準半壊世帯(損害割合10%以上20%未満)も支援対象とすること。

<被災者生活再建支援制度>

区分	損害割合	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	30%台	—	100万円	50万円	25万円

(11) 防災体制の充実

①防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること。
- ・ 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること。

【提案の背景】

- ・ 東日本大震災、熊本地震など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するとともに、これまでの経験と教訓を生かした迅速な復旧・復興を行うことが不可欠である。
- ・ 防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。

(主な国の研究機関 防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省))

②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・ 防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

2 医療確保と健康づくり

(1) 医師確保対策の推進

【文部科学省、厚生労働省】

①医師需給推計の見直し

新・ 国は、医師の需給推計を踏まえ、令和5年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めている。

しかし、①地域の医師不足解消には未だ至っておらず、新型コロナウイルス感染症の影響で更に深刻さを増し、②地域偏在も依然として大きく、本県でも神戸・阪神以外の医療圏では、全国平均を下回る状況となっている。

そのような状況であるにも関わらず、推計の根拠も不明確な医療需給を基にした医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと。

【提案の背景】

- ・ 国の医療従事者の需給に関する検討会は、医師の需給推計について2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となると推計している。
- ・ この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- ・ また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- ・ 神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9
山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8
秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟			
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7			

②医学部臨時定員増の継続

- ・ 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和5年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること。

※ R2.8.31 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会

- ・ 令和4年度の臨時定員については、現行どおり継続
- ・ 令和5年度以降については、令和3年春を目途に検討 → 現在も検討中

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

③地域の実情に応じた地域枠の設置

新・ 将来時点(2036年)における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合計数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること。

<本県の地域枠（臨時定員を除く）の状況>

5～6名（年により異なる）（兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2～3名）

(2) 新専門医制度の見直し

【厚生労働省】

新専門医制度について、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じるよう提案する。

①過去3年間の平均採用数と必要数の差の削減

- ・ シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、本来100%削減すべきところ、20%のみの削減とされている。各都道府県の将来の医師の年齢分布に配慮することも必要であるため、可能な限り削減率を更に高く設定すること。

②外科・産婦人科のシーリング対象化

- ・ 連携プログラムについて、本県を含むシーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、更なる偏在対策を早急に講じること。

③医師少数県の連携プログラム参加推進

- ・ 本県を含む医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、全ての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること。

④研修の実施状況に関するデータベースの構築

- ・ 専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること。

【国制度の問題点】

- ・ 2020年度専門研修プログラム定員では、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要である。
- ・ 新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については東京都への専攻医の集中が高くなっている。
〔※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合
H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R2：外科22.3%、産婦人科25.0%〕
- ・ 新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテーションしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

(3) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応【総務省、厚生労働省】

・ 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、国が示した9領域における診療実績などに加え、地域の実情に合った以下の分析視点を踏まえ検討すべきことを明確化すること。

- へき地における一般医療や9領域以外の高度専門・特殊医療（粒子線医療、リハビリテーション医療等）を行う専門病院は、一般病院と同じ評価項目で分析がなされているが、その役割に対する適切な評価項目を設定のうえ、分析すること。
- 新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策についても、地域で公立・公的病院が果たしてきた役割や機能を踏まえ、分析の対象として丁寧に検討すること。

<再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内16機関)>

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸(2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路(4)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院 ・ 県立粒子線医療センター
阪神(1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬(4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨(2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨(2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波(1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

※国の分析内容

対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 ・ 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない ・ 上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

(4) オンライン診療の推進【厚生労働省】

・ 経済財政運営と改革の基本方針2021において、オンライン診療を幅広く適正に活用するため、初診からの実施は原則かかりつけ医によるとしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合にも認める方向で具体案を検討することとされた。

この検討にあたっては、

- ① 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績や課題
- ② 技術革新の状況

などを考慮し、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること。

3 子ども・子育て環境の充実

(1) こども庁の創設による子ども・子育て支援体制の強化

【内閣官房、内閣府、厚生労働省、文部科学省】

現在、国で検討が進められているこども庁の創設に当たっては、子ども・子育てに関する支援基盤の抜本的な強化を図るため、以下の機能の一元化について提案する。

① 子ども・子育て関連施策の所管の一元化

新・ 認定こども園を所管する内閣府、保育所を所管する厚生労働省、幼稚園を所管する文部科学省の省庁間の縦割りを排除し、子ども・子育て関連施策の財源、法律に基づく指導・監督権限などの業務所管の一元化を図ること。

② 認定こども園への一元化による幼児教育と保育の一体化

新・ 幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること。

(2) 子育て世帯等に対する医療費・保険料の負担軽減

【厚生労働省】

① 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

新・ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、未就学児に対する軽減措置が導入されるが、子育て世帯の経済的負担を更に軽減する観点から、対象範囲を未就学児に限定せず、高校生世代以下の子どもまで拡大すること。

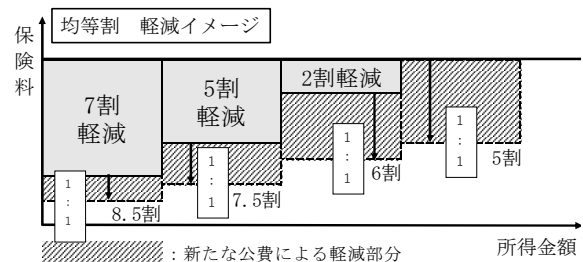
・ その上で、最終的には国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有す国の負担により、均等割保険料を廃止すること。

【国制度の問題点】

・ 国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

<子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入>

- ・ 全世帯の未就学児に対する均等割保険料について、その1/2を公費で負担
 - 負担割合：国 1/2
 - 都道府県 1/4
 - 市町村 1/4
- 実施時期：R4年度～



<保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者（各市町）ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

	所得割	均等割	平等割
保険料	(世帯加入者全員の前年所得額×所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数×定額)	(一世帯あたりの額(定額))

②国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・ 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険国庫負担金の未就学児以外の者に対する減額調整措置を廃止すること。

【提案の背景】

- ・ H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額（令和元年度）>

約22億円（未就学児に対する減額分を除く）

(3) 不妊治療等に関する経済的負担の軽減

【厚生労働省】

①不妊治療前の検査費用に対する支援

- ・ 早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、治療前の検査費用についても、補助制度の創設など経済的負担の軽減を図ること。

<不妊治療ペア検査助成事業（R3兵庫県新規事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
 - ①県内在住の夫婦（事実婚を含む）
 - ②初診日における妻の年齢が43歳未満
 - ③夫婦そろって受診した者
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

②不育症治療・検査に対する支援

- 新**・ 早期に不育症の治療を開始し治療効果を高めるため、現在、国庫補助の対象となっていない検査や治療の費用についても、国庫補助の対象とするなど経済的負担の軽減を図ること。

<不育症治療支援事業（県事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
 - ①県内在住の夫婦（事実婚を除く）
 - ②初診日における妻の年齢が43歳未満
 - ③2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）、治療費用の1/2（自己負担5割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

（参考：国庫補助事業と県補助事業の対象比較）

国補助	検査	流産検体を用いた染色体検査
県補助	検査	夫婦染色体検査
		抗リン脂質抗体
		血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査）
	治療法 （血栓治療）	ヘパリン療法
		アスピリン療法

4 高齢者・障害者支援の充実

(1) 定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

【厚生労働省】

①介護報酬の引き上げ

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること。
- ・ 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること。

【国制度の問題点】

- ・ 訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の看護分の報酬が「一般の訪問看護」の看護分の報酬を下回る。

<介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)>

(要介護1～4)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880
4		32,760	△3,310
5		40,950	△11,500
6		49,140	△19,960

(要介護5)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	4,690
5		40,950	△3,500
6		49,140	△11,690

<本県の参入促進策の概要(R2年度以降に事業者指定を受けた場合)>

i 人件費補助(負担割合:県1/2、市町1/2)

利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、人件費の一部を補助(最大1年間)

- ・ 対象経費 単独事業所:11,448円、特養・老健併設:10,494円、サービス付き高齢者向け住宅・有料併設:5,724円

ii 整備費・賃料補助

区分	整備費補助	賃料補助(3年間)
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	

iii 一般の訪問看護との単価差補助

- ・ 単独の訪問看護(回数制)と定期巡回の訪問看護(月額制)の報酬単価差是正のため、一定額を補助

要介護3(〳月・人)		要介護4(〳月・人)		要介護5(〳月・人)	
訪問4回	3,000円	訪問4回	3,000円	訪問5回	3,000円
訪問5回	11,000円	訪問5回	11,000円	訪問6回	11,000円
訪問6回以上	19,000円	訪問6回	19,000円	訪問7回	19,000円
		訪問7回以上	27,000円	訪問8回以上	27,000円

② 2名以上の訪問に対する加算

- ・ 利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り報酬の加算が行われるが、同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには、報酬の加算を行うこと。
- ・ 定期巡回・随時対応サービス事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意の有無に関わらず加算対象外であるが、上記と同様に報酬の加算を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・ 訪問看護事業者・訪問介護事業者による2名以上の訪問については報酬が加算されるが、利用者又は家族等の同意が必要となる。
 - 加算額
 - 訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回
 - 訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,500円/回
- ・ 定期巡回・随時対応サービス事業者は、同意の有無に関わらず、報酬加算の対象外となっている。

<訪問看護師・訪問介護員の安全確保対策事業(兵庫県単独事業)>

- ・ 暴力行為等に対する安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助(負担割合 県1/3、市町1/3、事業所1/3)

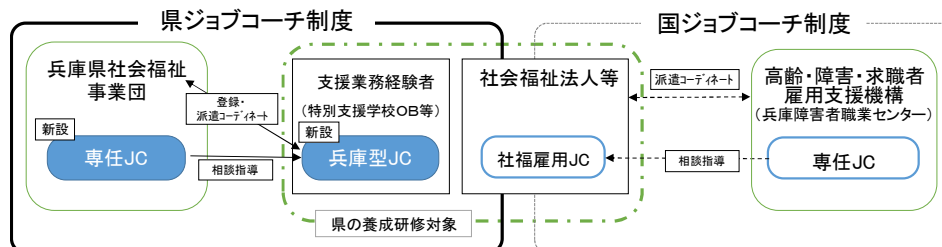
(2) 障害者の職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実

【厚生労働省】

- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構による養成研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること。
- ・ 国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること。

【ひょうごジョブコーチ推進事業の概要(R2年度～)】

- ・ 国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成(養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象)
- ・ 専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援(専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成)



Ⅲ 兵庫五国の交流新展開

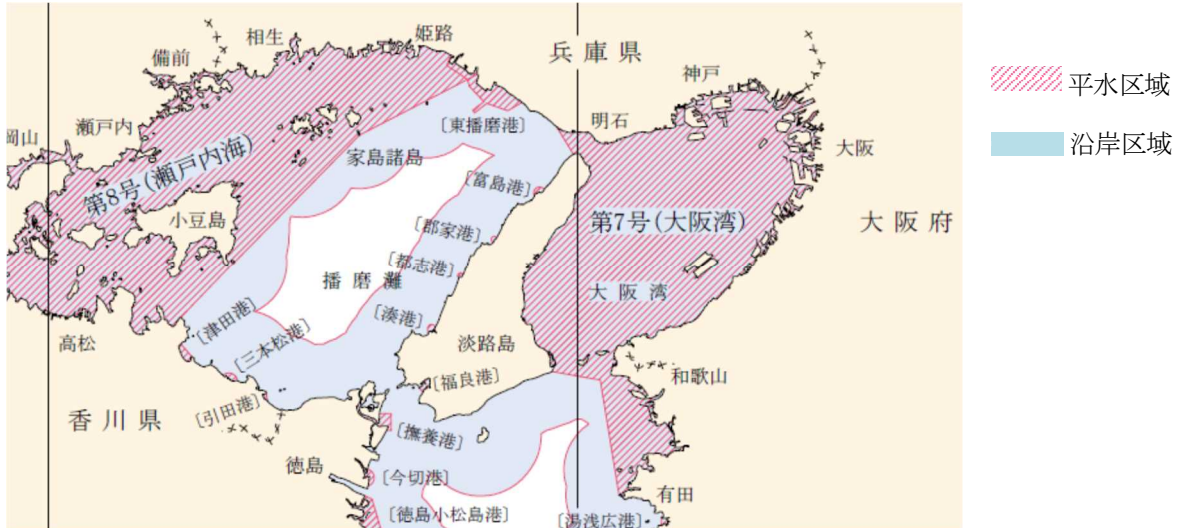
1 新たなツーリズムの創出

(1) 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

【国土交通省】

新・ 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと。

- 気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大
- 母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



〔県内のクルーズ船の航行可能区域〕

平水区域	河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域（航行可）
沿岸区域	陸岸より20海里までの航行区域（原則航行不可）
うち限定沿海	母港から最強速力で往復2時間の区域（一部航行可※）
うち沿岸区域	陸岸より5海里以内の水域（航行不可）
近海区域	東経175度、東経94度、北緯63度、南緯11度の内側の水域（航行不可）
遠洋区域	全水域（航行不可）

※ 限定沿海区域の基準に適合する船舶に限る。

船舶の種類	航行区域	航行できる海域		播磨灘の航行	要望内容
		平水区域	限定沿海区域		
平水区域船（例：コンチェルト）		○	×	×	①一律ではなく細やかな区域設定 ②平水区域の要件を特定時季に限定
限定沿海船	高速船（例：ジェノバ1）	○	○	○	-
	クルーズ船（例：咸臨丸）	○	○	△	③限定沿海区域の時間延長

新・ 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件（既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等）を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

2 スポーツの振興

(1) ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

①施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・ 誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること。

(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))

- ・ 以下の経費に対して、特別交付税措置を講じること。
 - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費
 - 感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)	○ 大会関係者との交流経費 (招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等)	○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)
○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等)	

②関係省庁間の連携・協力体制の確立

- ・ 海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること。

3 交流基盤の整備促進

(1) 基幹道路等の整備推進

① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備 【国土交通省】

- ・ 国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、ポストコロナ社会も見据え、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること。
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

② 関西都市圏のミッシングリンクの解消 【国土交通省】

- ・ 大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化やサプライチェーンの強化、国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること。

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進 ・ 直轄道路事業費の地方負担について、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充（現行20%→45%）
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通 ・ 有料道路事業の導入による整備財源の確保・事業促進 ・ 阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業化に向けた手続きの推進 (速やかな都市計画・環境影響評価に向けた詳細ルート・構造の検討) ・ 早期完成に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国と県の役割分担による整備（播但連絡道路の東側は国、西側は県） ○ 有料道路事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> 〔 有料道路事業の料金徴収期間の延長 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策 〕 ○ 播但連絡道路接続部の早期整備
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工 ・ 有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・ 一般道路部の着実な整備促進による専用道路部との同時開通
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～宍粟JCT)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号 西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年春の確実な開通
西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業化に向けた調査促進

③日本海国土軸のミッシングリンクの解消

【国土交通省】

- 山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大やポストコロナ社会も見据えた国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること。

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・トンネル等大規模工事施行に必要な予算確保
竹野道路(竹野IC～豊岡北JCT・IC)	・早期用地買収に向けた予算確保
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
豊岡道路(但馬空港IC～豊岡IC)	・令和6年秋の確実な開通
豊岡道路(Ⅱ期)(豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	・早期工事着手に向けた事業促進

④有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

【国土交通省】

- 有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること。

【現行制度の問題点】

- 道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路(想定箇所:名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。

⑤国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

【総務省、国土交通省】

- 大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること。(現行20%→45%)

【提案の背景】

- 現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- 大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- 本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要

【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】

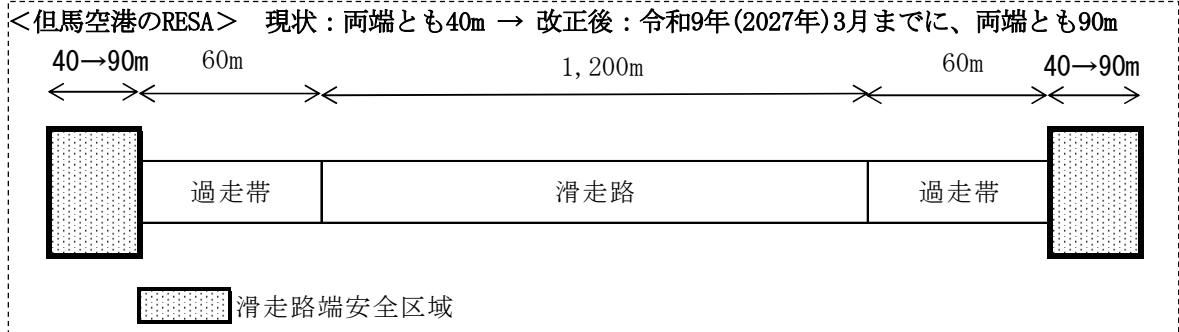
区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路(昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道
地域高規格道路(平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)、名神湾岸連絡線、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期、竹野道路)、東播磨道(北工区)、東播磨丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

※ 太字: 国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)



(2) コウノトリ但馬空港の滑走路端安全区域整備に対する支援の充実 【国土交通省】

- 滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ (現行：40% (その他の空港) → 50% (地方管理空港並)) 及び必要な予算を確保すること。



(3) 地域公共交通分野に関する協議会等の一元化 【国土交通省】

- 新** 地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なうとともに、地方公共団体に過度な事務負担を強いることになるため、以下の措置を講じること。

○地域公共交通分野に係る各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とすること。

〔生活交通確保対策地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする。〕

○上記にあわせ一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は県を、県が主宰する場合は市町村を入れること。

【提案の背景】

- 地域公共交通に関する会議には、
 - ①道路運送法に基づく県主宰の「生活交通確保対策地域協議会」(地域協議会)
 - ②同法に基づく市町又は県主宰の「地域公共交通会議」
 - ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会」(活性化協議会)
 の3つがあり、構成員の重複や類似の案件の審議が生じるなど、非効率である。
- 路線バスの休廃止協議は、単一市町内の路線であっても、県の地域協議会の協議事項とされているが、市町主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複している。
- 市町主宰の地域公共交通会議や活性化協議会に県が参画しない場合、以下の課題がある。
 - ①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがある。
 - ②休止中の路線等にコミバスを運行する場合、交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。
- 国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が県の地域協議会による計画策定から市町の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になるおそれがある。

地域協議会 (県)	地域交通会議(市町又は県)	活性化協議会(市町又は県)
廃止 バス路線休廃止への 対応に関する権限移管	活性化協議会に一元化 (地域協議会の権限も移管) +バス路線休廃止対応権限移管 ※市町主宰の場合は県、県主宰の場合は市町も参画	

(4) 社会資本の老朽化対策の推進

①老朽化対策に必要な予算の確保

【国土交通省】

- ・ 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を超え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、老朽化対策の推進に必要な十分な予算を、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、通常予算とは別途、計画的・継続的に確保すること。

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設		実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁		705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装（道路）		950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス		6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑲舗装（港湾）	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物（照明灯・標識（大型）等）		5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設		400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート		4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド		5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場		51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰		57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸閘		148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸		8.8km	64億円			

②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

【総務省、国土交通省、警察庁】

ア 建設・整備事業

- ・ 令和3年度までとされている制度を恒久化すること。
- ・ 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- ・ 地方債充当率や地方交付税措置率の引き上げを行うこと。

〔 現行 充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案 充当率：100%、交付税措置率：70%（緊急防災・減災事業債並） 〕

イ 除却事業

- ・ 公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ（現行：90% → 100%）や、地方交付税措置（現行：交付税措置なし）を講じること。

IV 兵庫の強みを活かした産業の育成

1 変化に強い産業構造への転換

(1) 国内サプライチェーン網の構築

【経済産業省】

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、予算額と補助希望額が大きく乖離しているため(※)、予算枠の拡充を図ること。

また、令和4年度以降も継続して支援すること。

※ 予算額、補助希望額の状況

予算額	補助希望額
R2年度一次補正：2,200億円	【第一次公募 (R2. 5. 22～7. 22)】 1兆8,636億円
予備費の活用：860億円	
R2年度三次補正：2,108億円 (R3年度へ繰越)	【第二次公募 (R3. 3. 12～5. 7)】 3,118億円

<国・県支援制度の比較>

区分	国内投資促進事業費補助金 (R2. 2次公募) [経済産業省]	産業立地条例に基づく支援 [県]
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外へ集中度が高い重要な製品・部素材の国内生産拠点 ・ 国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外自社生産施設に類する生産施設の県内新增設 ・ 特定国に依存する部品等の生産施設の県内新增設 ・ 医療物資、医療機器などの生産施設の新増設
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、設備等の1/4～1/2以内 (中小：1/4～2/3以内) ・ 上限：100億円 (補助対象経費に応じて段階的に低減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税1/2(3/4)、法人事業税1/2(3/4)軽減 ・ 設備投資補助 6%(10%)、雇用補助 新規正規45万円/人 (新規正規90、新規非正規30) <p>(()内は、但馬・丹波・淡路等)</p>

(2) 起業・創業の活性化

① 「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援

【内閣府、経済産業省】

ア スタートアップの集積を推進する取組への財政支援

- ・ 六甲山へのITベンチャーの拠点形成(※1)、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備(※2)など、スタートアップ企業の育成・支援に関する取組を行う地方公共団体に対して、財政支援を行うこと。

<県・神戸市の支援事業>

※1 ・新たに事業所を開設するIT起業家等に対し、建物改修費や賃借料等の一部を補助

・コワーキングスペースを新たに開設する事業者等に建物改修費等の一部を補助

※2 起業の場や交流拠点を備えた「起業プラザひょうご」に相談窓口を設置し、外国人起業家の起業活動にかかる相談に対応するとともに、生活面の相談に対応するひょうご多文化共生総合相談センター等とも連携し、県内での外国人の起業を支援

イ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの出資要件弾力化

- ・ リスクマネーの供給が東京圏に集中する中、県内のスタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと。

〔※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの主な出資条件
・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8～R3.6)におけるIPO実績が1件以上
・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績〕

〔「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定〕

- ・ 内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、令和2年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・ 京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

②UNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)に対する支援

【内閣府、経済産業省、外務省】

- 新**・ 国連機関であるUNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)は、スタートアップ育成プログラム等を通じ、SDGsに関する地球規模の課題解決に資するイノベーションを創出する拠点として、重要な役割を果たすことが期待される。

このため、同センターにおけるスタートアップ育成やスタートアップの途上国進出に対して、新たな支援策を創設すること。

〔UNOPS S3i Innovation Centre(Kobe) R2.11.6 開設(三井住友銀行神戸本部ビル2階)〕

- 〔UNOPS内の組織変更により「GIC Japan(Kobe)」より、名称変更(R3.5月)
(S3i: Sustainable Investments in Infrastructure and Innovation)〕
- ・ スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のイノベーション創出拠点(世界で3拠点目、アジアでは初)

<育成プログラムの内容>

「Global Innovation Challenge」「気候変動への対処」をテーマに、世界からスタートアップを公募。98の国と地域から624件の応募があり、6社を選定。

※ 選定された県内企業

- Sagri(株)(丹波市):人工衛星やドローンを活用したスマート農業の実現
- GSアライアンス(株)(川西市):環境、エネルギー分野向けの最先端材料の開発
- オンテック(株)(神戸市):AIを活用した世界の規制・ルール情報の可視化

<R3年度 兵庫県新規事業「UNOPSと連携したSDGsチャレンジ事業」>

- ・ グローバルなSDGs課題解決を目指すスタートアップ等を、県と神戸市が連携して支援
 - 支援内容 ビジネスモデル構築支援、海外展開に向けたサポート 等
 - 募集企業 20社程度

③起業・創業等への支援

【経済産業省】

- ・ 起業プラザひょうご(※)を拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな支援策を創設すること。

※ 起業プラザひょうご

- ・ 起業の場や交流機能を備えた拠点として、平成29年10月、サンパル内に開設
- ・ 令和2年9月、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転
- ・ 同行との官民連携により、新たな起業支援の取組を推進するとともに、併設されたUNOPS・S3i Innovation Centre Japan(Kobe)との連携・交流も推進
- ・ 起業プラザひょうごの成果や起業の盛り上がりを全县に波及させるため、令和2年7月、エリア拠点として「起業プラザひょうご尼崎」「起業プラザひょうご姫路」を開設

(3) 関西全域で取り組む中堅・中小企業の技術開発支援体制
(関西版フラウンホーファー(仮称))の整備に向けた支援

【経済産業省】

- 新・ 関西広域連合では、関西全域の産業競争力強化や新産業創出のため、公設試験研究機関、大学、国・民間企業の研究機関等の連携により、中堅・中小企業の技術開発を支援する体制(関西版フラウンホーファー(仮称))の整備に向けた検討を進めている。

このため、在関西の出先機関・研究機関の連携促進や設置・運営に関する財政支援など、産業競争力強化に資する取組に対して必要な措置を講じること。

2 農林水産業の基幹産業化

(1) 経営基盤の強化

①スマート農業の推進

【農林水産省】

- ・ 大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域でスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入や普及を支援する予算を大幅に拡充すること。

＜スマート農業関連実証事業の国予算・採択件数の推移＞

区分	R1		R2			R3	
	R30補正	R1当初	R1補正	R2当初	R2.1次補正	R2.3次補正	R3当初
国予算	6,153	505	7,150	1,500	1,050	6,200	1,359
採択件数 (うち兵庫)	69(1)		52(0)		24(1)	31(2)	

[本県のR3当初採択]

①丹波地区

- ・ 実証課題名：丹波地域における有機野菜栽培のリモート化を通じた持続可能な営農モデルの実証
- ・ 実証グループ：丹波有機スマート農業実証コンソーシアム((株)マブリイ)

②淡路地区

- ・ 実証課題名：淡路島から発信！ほ場利用率300%が挑む、SDGs社会の実現に向けた施設園芸と露地野菜を組み合わせたハイブリッド地域社会農業の実現
- ・ 実証グループ：淡路島スマート農業実証コンソーシアム((一社)スマートな島ぐらし推進協議会)

②農業施設等に関する貸与制度の創設

【農林水産省】

- ・ 市町や組合が施設・設備、機械を購入・保有し、利用者に貸与する制度に対して、新たな支援策を創設すること。

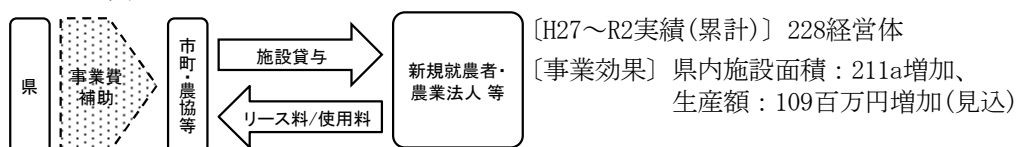
【提案の背景】

- ・ 新規就農者や参入企業にとって、生産性向上のためには農業施設や機械等の初期投資が必要となるが、金融機関等からの融資は農業経営にとって大きなリスクとなる。

【本県が実施する「農業施設貸与事業」の概要】

実施主体	農協、市町等
利用者	新規就農者、農業法人、定年帰農者等
対象施設	園芸用ハウス及び附帯設備
助成内容	対象施設の整備を県が補助することで新規就農者等が支払うリース料・使用料を軽減 ※利用者は貸与の方法としてリース方式（利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能）又はレンタル方式（事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額）の選択可
補助率	新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3、定年帰農者向け1/3

＜イメージ図＞



③不耕作農地を活用するための総合的な支援制度の創設 【農林水産省】

- ・ 不耕作農地の発生防止と解消のため、①効率的な農地の耕作状況把握モデル構築、②地域での話し合い促進、③農地利用図の作成、④生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の機械導入や人材確保など、地域の農地管理を総合的に支援する制度を創設すること。

【提案の背景】

- ・ 農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加している。地域内での話し合いの機会が減少しているほか、農業者等は優良農地のまとまった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・ 優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、地域での話し合いの促進やJAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

(R3年度からの新たな支援内容)

支援メニュー	事業内容
効率的な農地耕作状況の把握	衛星データ等を活用した農地の耕作状況把握モデルを構築
守るべき農地の明確化への支援と農地活用施策のコーディネート	コーディネーターが地域主導の話し合いを促し、守るべき農地の明確化とその維持・活用に向けた事業メニュー等を提案
新たな担い手呼び込むための支援の強化 (不耕作農地の短期保全管理支援、新たな担い手呼び込むための支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手のいない不耕作地等の耕耘等、農地管理に関する負担を軽減 ・ 定住支援や技術習得先など地域の受入体制を農業サイト等で発信担い手の負担軽減のため、地域による効率的な草刈体制を確立

※継続事業：農業機械の導入支援、人材確保支援、耕作条件の改善支援、農地集積・活用支援、小規模農家サポート体制整備

(2) 農林水産物の輸出促進 【農林水産省】

①輸出障壁の撤廃

- ・ 中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること。

【輸出国別の規制品目の例】

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物全て：輸出不可 家きん類・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣：輸出不可（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可） 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	畜肉・家きん肉（加工品含む）・乳製品・その他農林水産物 ：許可証発行が必要など、様々な規制あり 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可
EU	畜産物（豚肉・鶏肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可

②都道府県が行う販売促進活動等への支援

- ・ オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと。

③海外ECサイトでの販売機会の提供

- ・ 多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること。

(3) 畜産物の生産振興に対する支援

①但馬牛飼育システムの世界農業遺産の認定に向けた協力体制の構築【農林水産省】

- ・ 但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し、地域の活性化を図る「但馬牛飼育システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関（FAO）への働きかけや協力体制を構築すること。

[世界農業遺産 認定申請の概要]

- ・ 申請者 「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会（会長：香美町長）
- ・ 申請日 R1.10.8（農林水産省を通じて、国連食糧農業機関（FAO）に申請）
- ・ システム名 「人と牛が共生する但馬牛の飼育システム」
 - 全国に先駆けて「牛籍簿（ぎゅうせきぼ）」（牛の戸籍簿）を整備
 - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

(4) 家畜伝染病対策、病害虫対策の強化

①鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化【農林水産省】

- ・ 今般の国内の家きんでの鳥インフルエンザや豚熱の発生状況、続発原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること。
- ・ 予め年間の必要量を一括輸入するなど豚熱経口ワクチンの確実な確保を図ること。
- ・ 年間を通じて経口ワクチンの計画的な散布を実施できるよう、必要な予算を全額措置すること。

【提案の背景】

- ・ R3年3月以降、県東部において野生イノシシでの豚熱発生が相次いでいるため、現在、県東部で経口ワクチンを散布しており、今後も継続する必要がある。
- ・ また、今後、野生イノシシの豚熱発生が、県中部・西部に拡大した場合、経口ワクチンの散布エリアを拡大する必要があることから、散布に必要な経口ワクチンを全量確保すべきである。

区分	ワクチンの購入経費	散布に要する経費
実施主体	豚熱経口ワクチン導入全国協議会	農畜産業振興機構
負担割合	全額国負担	
実施方法	実施主体→県協議会に現物配布	農畜産業振興機構→県協議会へ直接補助
内容	豚熱経口ワクチン導入全国協議会が全てのワクチンを輸入し、県協議会の依頼に応じて出庫	散布に要する人件費、機器・資材等の経費を補助

②難防除病害虫や新規侵入病害虫の防除対策の強化【農林水産省】

- 新**・ 難防除病害虫であるスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除対策については近年の被害拡大を踏まえ、令和2年度三次補正予算において新たに国庫補助事業の対象となったが、被害軽減のためには継続して取り組む必要があるため、今後も国庫補助事業を継続すること。
- 新**・ 令和2年7月に本県で新たに発生・被害が確認されたアイリス黄斑ウィルスなどの新規侵入病害虫の防除対策に取り組めるよう、国庫補助制度を創設すること。
- ・ 難防除病害虫や新規侵入病害虫については、全国の侵入状況や生態特性の知見を収集し、効率的・効果的な防除方法等の情報提供をすること。

(5) 森林の保全再生と木材の有効活用

①切捨間伐に対する支援の充実

【農林水産省】

- 森林整備のさらなる促進を図るため、森林整備事業補助金の期限付き特例措置である「切捨間伐の対象年齢の引き上げ」を恒久化すること。

【提案の背景】

- 平成24年度以降、造林補助制度の改正により、現地に伐採木を残す切捨間伐は、35年生以下の若い木を除き、原則補助対象外となった。(36年生以上の人工林でも10m³/1ha以上の搬出があれば一部、切捨間伐が可能)
- 新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴う、原木市場等での木材の滞留を回避するため、令和2年度から切捨間伐の対象年齢の引き上げ(35年生以下→60年生以下)が期限付き(1,2年程度)で措置された。
- これまで、搬出適期に達していない40年生程度の森林では、切捨間伐の補助対象外であったため間伐が進まなかった。また、森林経営計画の区域内の森林であっても、地形等の条件で生育不良林となり搬出に向かないエリアが一定程度存在する。これらの切捨間伐が恒久的に可能となれば、適切な森林整備が促進され、根がしっかり張り、林内の下草などの植生が回復することで、土砂流出防止や水源かん養等の森林の公益的機能の維持につながる。

②県産木材の利用促進

【農林水産省】

ア 県産木材の生産・供給体制強化

- 新** 県産木材の生産・供給体制を強化するため、高性能林業機械の導入や製材工場の乾燥機等の設備投資を支援する予算を十分に確保すること。

【提案の背景】

- 北米での住宅着工戸数の増加等の影響による輸入木材の価格上昇(ウッドショック)により、県内工務店等の製材品調達に逼迫し、代替材として、国産木材の引き合いが強くなっている。
- 影響が継続した場合、建築コストの上昇、工期の遅れによる資金繰りの悪化、さらには木材離れにつながるおそれがあるため、県産木材の生産・供給体制を早急に整備する必要がある。
- しかし、林業機械の導入や製材加工流通施設の整備を支援する国補助事業の採択実績は、直近4年のうち3年で要望額を大幅に下回っている。

(単位:千円)

区分	H30当初+H29補正		R1当初+H30補正		R2当初+R1補正		R3当初+R2補正	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
要望	6	56,496	14	136,464	6	43,025	11	220,630
実績	4	21,775	14	136,368	4	23,400	4	141,190

<参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- 原木の安定供給に向けて、生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を支援
[補助率] 1/3以内(一部機械においては4/10以内)
- 県産木製品等の安定供給体制強化に向けて、木材加工流通施設の整備を支援
[補助率] 建物建築費及び構築物設置費の1/2以内

イ 民間建築物での木材利用促進

公共建築物の木造・木質化支援に加え、商業施設等の利用者が多い民間建築物での県産木材利用を促進するため、新たな支援策を創設すること。

【提案の背景】

- R2.10に宣言された、2050年カーボンニュートラルの実現には、現状で木材があまり使われていない民間建築物等における木造化、木質化を進めることが喫緊の課題である。

<参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- 地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造・木質化を支援
[補助率] 木造化：建築工事費の15%(CLT等の先進的な建築物は1/2以内)
木質化：建築工事費の3.75%又は木質内装に係る経費の1/2のいずれか低い額

③CLT工法による建築物の整備促進

【農林水産省、国土交通省】

- ・ CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ(現行50%)等の負担軽減策を講じること。
- ・ 近年、木材の耐火性能を確保する方法として、せっこうボード等の不燃材料で被覆する従来の仕様によらず、薬液注入により難燃処理した木材でCLT材を被覆するなどの技術が開発され、実証実験により現行法令の耐火基準に適合する技術が確立されつつあることから、防火地域内において、4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる耐火基準の緩和を行うこと。

〔 <H30.6 建築基準法改正(耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し)>
〔防火地域〕 2階以下かつ100㎡以下→3階以下かつ3,000㎡以下 〕

(6) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生【農林水産省、国土交通省、環境省】

① 栄養塩類管理に対する支援

- 新・ 瀬戸内法改正により新たに導入された栄養塩類管理計画策定にあたって栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測（シミュレーション）及び評価に対して、財政的、技術的支援を行うこと。
- 新・ 栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するためのモニタリング体制の充実、評価手法の確立などに対する財政的、技術的支援を行うこと。

② 藻場・干潟等の再生・創出に対する支援

- 新・ 瀬戸内法改正により藻場・干潟等が再生された区域等も、自然海浜保全地区の指定対象に拡充されたこと、さらに温室効果ガスの吸収源としての役割（ブルーカーボン）も期待されることから、アマモの移植^(※)など藻場・干潟等の再生・創出活動を行う市民団体、企業等に対して補助制度を設け、地域における環境保全活動を促進すること。
 - ※ アマモの移植により期待される効果
アマモは静穏な浅海域の海底に生育する海草であり、アマモ等が群生する藻場を整備することで、魚介類の産卵・生息場、幼稚仔魚の隠れ場等となり、生物の多様性及び生産性の確保に向けて重要な役割を果たす。
- 新・ 直立護岸に比べ勾配が緩やかで海生生物や藻場が生息・生育しやすい環境配慮型の護岸を整備する民間工場等に対して補助制度を設け、海域の生物多様性の保全を図ること。

【提案の背景（瀬戸内海環境保全特別措置法の改正）】

- ・ 栄養塩類の不足等による水産資源への影響、藻場・干潟の減少等を踏まえ、令和3年6月3日に改正瀬戸内法が成立し、「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転換を図る契機として、栄養塩類管理制度^{*}等が設けられた。
- ・ ※県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき、特定海域への栄養塩類供給を可能とする制度

③ 栄養塩類供給のための調査研究の推進

- ・ 栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること。
- ・ 栄養塩類循環メカニズムの解明に関する調査研究及び取組を支援すること。

④ 漁業者等の取組に対する支援

- ・ 栄養塩類供給のために漁業者が行う施肥(肥料供給)等の取組に対して、国庫補助事業を創設すること。
- 新・ 漁業者などが行う海底耕うん等に対して支援する「資源・漁場保全緊急支援事業」について、海底環境の改善をより促進するため、新型コロナの影響による実施時期要件や売上・操業日数要件を撤廃し、恒久化すること。

【提案の背景】

- ・ 水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のために実施する施肥等の活動は対象となるが、海域の生産力向上等のために実施する施肥等の活動は対象外となっている。
- ・ 資源・漁場保全緊急支援事業（令和2年度二次補正予算で(一社)大日本水産会の基金に拠出）において、沖合域の海底耕うんが支援対象となった。
- ・ しかしながら、①実施期間が新型コロナの影響により操業ができなくなる状況が解消された日又は令和4年3月末日のいずれか早い日までとされ、②新型コロナの影響により操業日数や水揚げ額がR元年度同時期より2割縮減した漁業者のみが対象となるため、本県漁業者でR3年度に対象となる漁業者はない見込みとなっている。

3 持続可能な地域環境の創造

(1) エネルギー対策の推進

先の通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法では、環境配慮や地域貢献など地域の求める方針に適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度を導入し、円滑な合意形成を促すことで、再生可能エネルギーの導入の促進をめざしている。

一方、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、環境保全や防災面での適正な配慮や近隣住民の理解も不可欠であるため、下記について提案する。

①FIT法手続の厳格化 【経済産業省】

- 太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際の地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと。
- 特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること。

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

区分	内容
手続	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加)
施設基準	・景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化

*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW [R2年度 事業計画の届出実績：41件]

<県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	・姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり ↓ ・防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。 ・採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり *絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

②太陽光発電事業の環境影響評価に関する規模要件の見直し 【環境省】

- 山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと。

<本県・太陽光発電所の新增設に関する自然環境調査と環境アセス手続>

区分	0.5ha以上(注) (森林伐採等を伴うもの)	5ha以上 (概ね2,000kW以上)	出力40,000kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針[県]	アセス条例[県]	アセス法[国]
手続・調査	自然環境調査 (調査結果報告書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 (直接事業者へ)	知事意見 (国を通じて事業者へ)
適用	R2.3.10適用開始	R2.4.1施行	R2.4.1施行

注 太陽光条例の対象規模相当(たつの市など一部市町の区域は0.1ha)

三田市の市街地調整区域は、市条例許可対象の300㎡

③農地やため池を活用した太陽光発電事業の推進

【環境省、農林水産省】

新・ 環境を保全しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、架台等の設置費が高額な営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)や、ため池を活用した水上太陽光発電に対する支援について、以下のとおり提案する。

○営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可について、「おおむね8割以上の単収」要件を緩和すること

○FITによる売電を行う場合も対象とし、割高となる架台等の設置費用に対して補助を行うこと

<営農型太陽光発電及び水上太陽光発電に係る経費的なメリット・デメリット等>

区分	営農型太陽光発電	水上太陽光発電
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・売電による収入増 ・耕作放棄地の再生 ・適度な遮光による営農との両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・売電や水面使用料等によるため池維持管理費等の確保 ・土地造成が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費*が高額(約30万円/kW) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費*が高額(約30万円/kW)
FIT買取価格(R3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満 12円 ・50kW以上250kW未満 11円 【参考】家庭用(10kW未満) 19円 	同左
現行の補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備 太陽光発電(10kW以上)等 ※ FITによる売電不可 ・対象者 民間企業、個人等 ・補助率 補助対象経費の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備 水上太陽光、太陽光搭載カーポート等 ※ FITによる売電不可 ・対象者 民間企業等 ・補助率 補助対象経費の1/3 (上限1億円)

※ 一般的な太陽光発電(事業用)に要する設置費は、約15万円/kW

<営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可の要件>

区分	収量要件	許可期間
通常	同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上	3年間
荒廃農地等	なし (R3.3月に荒廃農地等の収量要件を撤廃)	10年間

(2) 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

【環境省、経済産業省】

①海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと。

②プラスチック製品等の抑制・代替、回収対策

- ・ ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制し、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに代替するために必要な技術開発の促進や、生産設備等の整備に対する国庫補助制度を創設すること。
- ・ 海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること。

【提案の背景】

- ・ リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
 - 〔※ 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕
- ・ 現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

<海洋ごみになりにくい生分解性プラスチックの例(株カネカが開発)>

- ・ 海域において最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチックとして、植物油を微生物で発酵させてつくられる“Green Planet”が開発されており、コンビニのストローや化粧品容器に採用されている。

V 多様な人材の活躍

1 次代を担う人材の育成

(1) 少人数学級の実現

【文部科学省】

新・ 本県では、平成 21 年度から加配教員を活用して、小学校高学年における教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた「兵庫型教科担任制」を実施し、個に応じたきめ細かな指導を行っている。

義務標準法の改正により、令和 3 年度から小学校 2 年生より学年進行で実施される 35 人学級の実施に当たっては、きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えすることなく、教職員定数の拡充により対応すること。

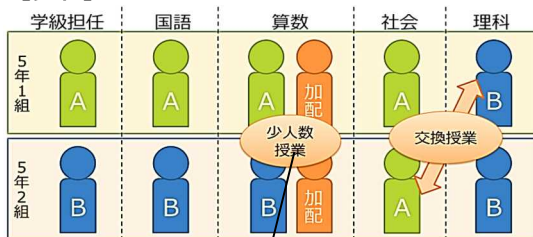
<国の改善数・年次計画>

R3(小2)	R4(小3)	R5(小4)	R6(小5)	R7(小6)	計
744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

【提案の背景】

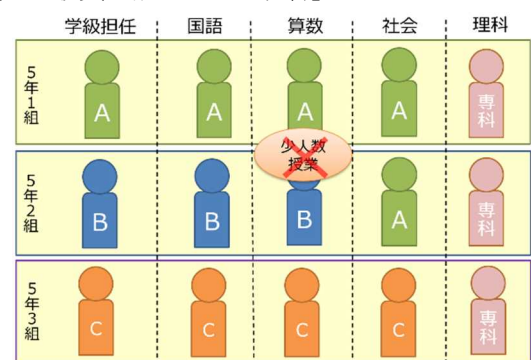
・ 現在、少人数授業を行うために活用している加配定数を基礎定数に振り替えることにより、クラスを半分に分けた習熟度別のきめ細かな少人数授業が実施できなくなる可能性がある。

[現状]



算数はクラスを分けて、20人

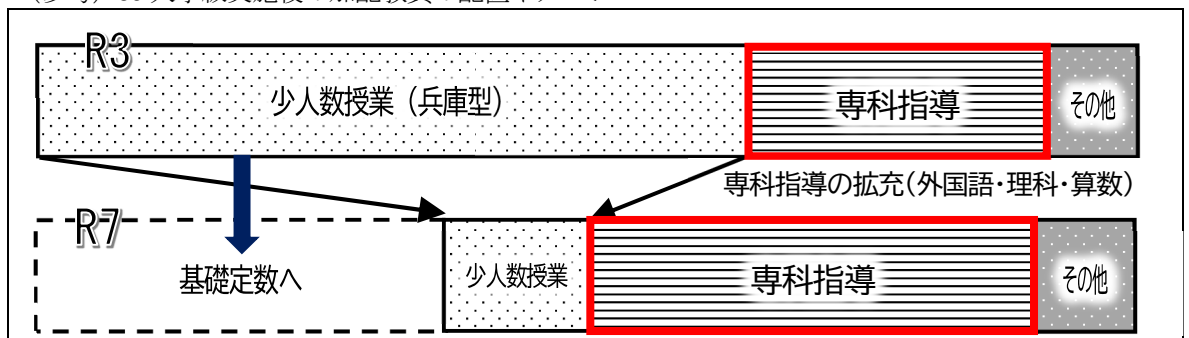
[加配教員の減少による影響]



1クラス
35人

- 【少人数授業】加配教員を活用した少人数授業
 - ・ クラスを半分に分けて、担任と加配教員で算数を指導
- 【教科担任制】担任同士による授業の交換
 - ・ 1組担任は、2組の社会を担当
 - ・ 2組担任は、1組の理科を担当

(参考) 35人学級実施後の加配教員の配置イメージ



(2) 教職員定数の改善・充実

【文部科学省】

- 新**・ 本県では、一年単位の変形労働時間制が可能となる条例・規則等の整備、基本方針や取組事例集の作成等により、業務量縮減に向けた取組を進めている。

しかし、変形労働時間制導入の前提条件である時間外の在校等時間数（月42時間・年320時間）の達成には、ほど遠い状況にある。

小学校での外国語教育の導入やICT教育の推進など、多様化・複雑化する教育課題に対応するためにも、教職員定数の改善・充実を図ること。

<時間外の在校等時間の現状（主幹教諭・教諭）>

	小学校	中学校	高等学校
1月あたり	41時間 19分	80時間 58分	40時間 47分
1年あたり	495時間 50分	971時間 40分	489時間 35分

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

(3) 学校のICT化の推進

【文部科学省】

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、必要な財政措置を講じること。
- ・ 今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET※）への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること。

※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能

【提案の背景】

- ・ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（文部科学省）を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET）については、令和4年度の次期SINET（SINET6）への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体に負担することとなっている。

(4) 高等学校におけるSTEAM教育の推進

- 新**・ 課題ごとの小グループに対して専門的な指導を行うため、教員の加配など財政面での支援を行うこと。

〔※ STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術/文系）、Math（数学）を総合的に学習し、創造力や課題解決能力を高める教育〕

- 新**・ STEAM教育を産業界等と連携して進めるため、協力を得られる企業や人材情報を一元的にまとめるなど、国の取組を強化すること。

<兵庫型STEAM教育の概要>

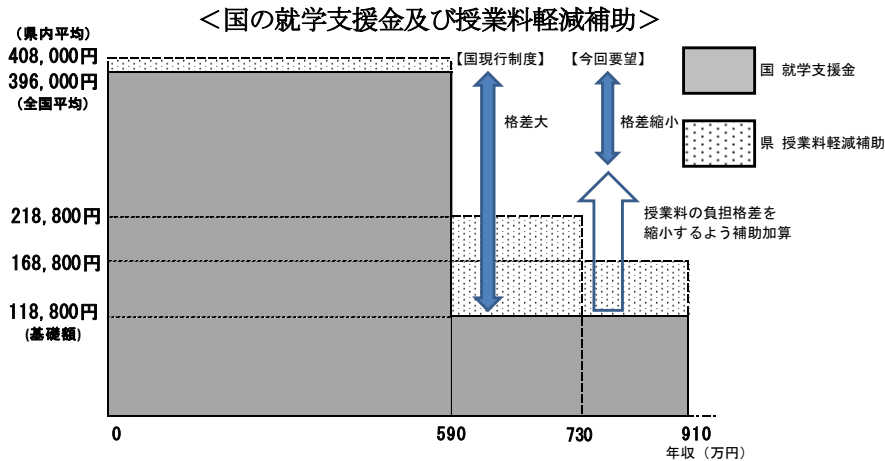
- ・ STEAM教育を推進するモデル校を指定し、カリキュラムの検討等を実施
 - 指定校 兵庫高校、加古川東高校、豊岡高校
 - 協力校 神戸高校（指定校が探究活動を実施する際に、その活動に適した企業・大学を紹介）
 - 指定期間 令和2年度～令和4年度
 - 内容 ICTやIoT等の活用に関する教育プログラムの開発
STEAM教育先進国への教員派遣（短期海外研修）
STEAM教育の専門家による講演会、STEAM教育体験会の実施
ネイティブ英語教員の配置 等

(5) 高等学校等修学支援金制度の拡充

【文部科学省】

①無償化基準の見直し

- ・ 授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の世帯への支給上限額を、直近の平均授業料額まで引上げること。(全国平均授業料 H30 : 39万6千円 → R2 : 43万4千円)
- ・ 年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること。
(H23年の子どもがいる世帯の収入のおよそ中央値 : 590万円 → R1では、670万円)
- ・ 対象外となる世帯 (現行 : 年収590万円以上) についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように支給額を引上げること。



②入学金に対する支援

- ・ 入学金についても、公私で負担格差が大きいため(※)、高等教育の無償化と同様に支援対象とすること。

※ 入学金 (R2県内平均額)

国立高校 : 56,400円、公立高校 : 5,650円、私立高校 : 231,872円

VI ポストコロナ社会への道筋

1 デジタル化の本格的推進

(1) デジタル基盤の強化

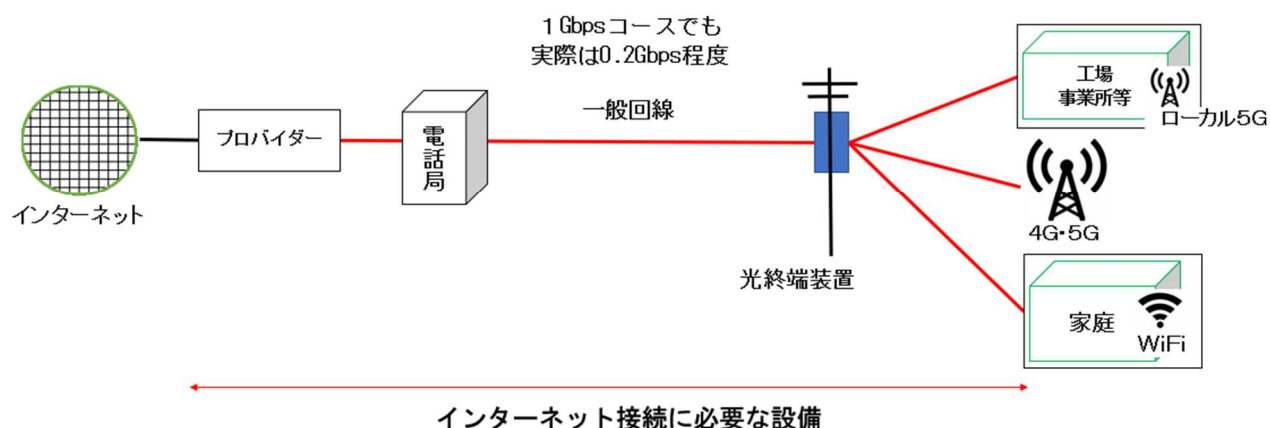
【内閣官房、総務省】

- ・ 5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転などSociety5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること。
- ・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、全ての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること。

- ※1 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度であるが、ベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。
- ※2 現行の国補助金の対象 一般回線：原則新規整備のみ(増強は対象外)
5G基地局：非居住エリアのみ(居住エリアは対象外)

【ネットワークの構造】



(2) スマート自治体の構築

【内閣官房、総務省】

- デジタル技術の活用により、住民や企業に利便性が高い行政サービスを提供する「スマート自治体」の構築に向け、都道府県も含めた自治体の業務やシステムの統一・標準化を早急に行うこと。
- 上記の移行に要する経費については、R2年度3次補正予算で措置された「自治体情報システムの標準化・共通化事業」と同様、全額国費で措置すること。

【提案の背景】

- 国は「(仮称)Gov-Cloud」として、クラウド上に、市町の17の基幹業務(住民基本台帳、国民健康保険など)に関する標準準拠システムを構築することとしている。
- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)については、R2年度3次補正予算(※)において全額国費で措置されている。
(※ 総務省「自治体情報システムの標準化・共通化」(1,509億円))
- 今後、都道府県の事務も含め、更なる業務やシステムの統一化を図る際にも、上記と同様、全額国費で措置すべきである。

(3) セキュリティ対策への財政措置

【内閣官房、総務省】

- 新**
- 今年度の自治体情報セキュリティクラウドの更新について、設計、テスト等の移行に要する経費(補助率1/2)のみでなく、機器購入または賃貸借に要する経費も補助対象とすること。(前回(平成27年度)補助では、機器購入も対象)
 - 自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、財政措置を講じること。

(4) 地域や企業のデジタル化を推進する自由度の高い交付金の創設

【内閣官房、総務省】

- どこでも安全・安心で豊かに暮らす社会を築き、多極分散の国土構造への転換を図るためには、地域社会全体のデジタル化が不可欠である。

地域や企業のデジタル化を推進する県独自の情報通信基盤の強化・活用やテレワーク環境の提供、地域企業のデジタル化支援など、自治体の裁量によりソフト・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を創設すること。

(参考：本県における新たな取組の方向性)

- ア 高速情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の活用
- 増強された兵庫情報ハイウェイを活用し、安価で高速なネットワークシステムを構築
- イ 在宅勤務用システム基盤(テレワーク兵庫)の提供(R2.12月利用開始、全国初)
自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム基盤(テレワーク兵庫)を提供
- 対象 原則、県内中小企業(1社あたり300人程度まで登録可能)
 - 利用料金 R5.12月までは、自ら在宅勤務用システムを導入するまでの臨時措置として無償提供
- ウ ものづくりDX(デジタル化)の推進
- スマートものづくりセンターによる、プッシュ型・伴走型活動の強化
- 〔 AI・IoT・ロボットに係る「研究コーディネーター」の配置
(技術相談、機器による分析・測定、産学官の研究コーディネート等) 〕

(5) マイナンバーの活用

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

①安全性と利便性の向上

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

- 新**・ 保険者による被保険者情報とマイナンバーとの紐付けの際の情報の誤入力等により、本格運用が延期(本年10月までに開始予定)となった保険証利用について、各保険者に対して、紐付け作業のマニュアルの作成等によりマイナンバー及び加入者情報の迅速かつ正確な登録の方法等を指導し、予定どおりに本格運用を開始すること。

また、利用者に対しても正確な登録の方法等の周知を行うこと。

- ・ 保険証利用に必要となる各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和3年度の補助率(1/2等)を令和2年度と同様の補助率(10/10)に見直すこと。

(参考：本県公立病院におけるシステム改修等の状況)

- ・ 全ての公立病院(県立・市町立等)において、カードリーダーの導入やシステム改修等が進められており、10月までには整備が完了する見込み

- ・ 公的個人認証法の改正により可能となったマイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載について、施行日は公布の日(令和3年5月19日)から2年以内の政令で定める日とされているが、できる限り早期に、円滑な実施を図ること。
- ・ 公的個人認証機能について、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立すること。
- ・ 各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること。

②マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- ・ マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること。
- ・ 電子証明書の更新手続について、郵便事務取扱法の改正により可能となった郵便局のみならず、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請や、コンビニエンスストア等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、更新手続の選択肢を更に拡大すること。

(6) 「富岳」の産業利用の促進

【文部科学省】

① 「富岳」一部資源の産業入門用としての活用

- 「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのアプリケーション実証など、トレーニング事業を実施できるようにすること。

(「富岳」の一部資源を産業入門用として財団に供与)

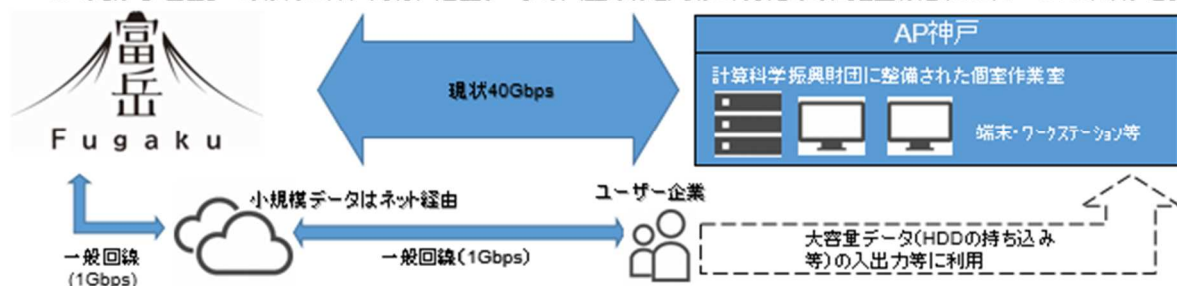
②(公財)計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- 「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること。
- 申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」よりも利便性の高い「富岳」の産業利用制度を構築・運用すること。

- 新**・「富岳」の産業利用拡大を見据え、「富岳」とHPCIアクセスポイント神戸(AP神戸)間の大容量データの高速転送機能について、「京」稼働時の40Gbpsから400Gbps程度へ強化すること。

<HPCI(革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ)アクセスポイント神戸>
・高速回線で「富岳」と直結した利用端末や高セキュリティ環境を完備し、「富岳」への大容量データの入出力等が可能な施設・設備(「京」稼働に合わせて整備)
(一財)高度情報科学技術研究機構が整備し、(公財)計算科学振興財団へ運営を委託)

※「京」から「富岳」への移行に伴い、より大容量データの入出力等を円滑に行うための高速回線化(40Gbps→400Gbps)が必要



③ 「FOCUSスパコン」の活用による「富岳」ユーザーの裾野拡大

- 「富岳」ユーザーの裾野拡大を図るため、「富岳」(Arm系)で動作するソフトウェアの実証を「FOCUSスパコン」(Intel系)で実施できる環境の整備や、「富岳」のユーザーを選定する登録機関((一財)高度情報科学技術研究機構)と「FOCUSスパコン」を運営する(公財)計算科学振興財団の情報共有を強化する制度の整備など、産業利用向け公的スーパーコンピュータである「FOCUSスパコン」ユーザーの円滑な「富岳」への移行の支援を行うこと。

2 地方回帰を促す環境整備

(1) 国土の将来像の提示

【内閣官房、内閣府】

新・ 東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に地方創生の取組が始まり7年が経過した。このたびの新型コロナの影響で密から疎への動きが生じていることや、着実に取り組んできた移住施策の成果が見え始めているとはいえ、依然として地方の状況は厳しく、東京圏への人口偏在も改善されているとは言い難い。

地方創生の掛け声の下、地方では様々なアイデアを出して地域活性化に取り組んできたが、日本全体を巻き込んだ潮流を作るまでには至っていない。

活力ある日本社会を取り戻すために今求められるのは、①デジタル化の加速、②変化に強い産業構造への転換、③地方回帰の推進、④遠隔授業や遠隔診療、テレワーク等の新しいライフスタイルの定着など、ポストコロナ社会を見据えて国土の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた処方箋を作り上げることである。

国においては、どのような将来像を持ち、今後どのような社会を目指すのか、多極分散型社会の構築に向けた将来構想を早急に示すこと。

<本県の社会移動の状況（住民基本台帳移動報告（総務省）等）>

[全国の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対する転入超過数（日本人）]

	H30	R1	R2
東京圏	▲135,600	▲145,576	▲98,005
：（うち東京都）	▲82,774	▲86,575	▲38,374

R2は、東京圏への転出超過が全国的に大幅減少

[カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住状況]

区分	H30	R1	R2
東京センター	34	23	43
神戸センター	25	24	52
計	59	47	95

R2は、カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住が大幅増加

[本県の転入超過数（日本人）]

・ R2：**▲7,523人、全国47位**（R1：▲7,260人、全国44位）

（うち、東京圏に対する転入超過数（日本人））

	H30	R1	R2
東京圏	▲8,102人	▲8,716人	▲6,315人
：（うち東京都）	（▲5,260人）	（▲5,465人）	（▲3,904人）

（うち、大阪府、西日本（中国・四国・九州・沖縄）に対する転入超過数（日本人））

	H30	R1	R2
大阪府	▲2,134人	▲3,302人	▲4,509人
西日本	3,333人	3,441人	2,281人

（世代別の日本人転入超過数）

	H30	R1	R2
0～19歳	767人	475人	1,008人
20～29歳	▲6,690人	▲7,098人	▲8,832人
30～39歳	▲27人	▲542人	▲26人
40歳以上	▲138人	▲95人	327人
計	▲6,088人	▲7,260人	▲7,523人

しかし本県では、
 ・東京圏への転出超過は減少した一方、大阪府への転出超過は増加し、西日本からの転入超過は減少
 ・その結果、転出超過数は全国最多の7,523人。特に20歳代の転出超過に歯止めがかかっていない状況

<兵庫県 新しい将来ビジョンの策定>

- ・「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定から20年、改訂から10年が経つ中、社会潮流等を踏まえて、兵庫のめざすべき将来像を検討し、今年度中に新しい将来ビジョンとして取りまとめる。
(展望年次：概ね30年後の2050年)
- ・新ビジョンは、ポストコロナ社会兵庫会議の提言などを踏まえ、コロナ後の兵庫のあり様を描くものとするため、その主役となる県民の願いや希望を反映させたビジョンとすべく、県民との意見交換を重ね、策定していく。

cf. ポストコロナ社会兵庫会議提言 (R2. 7月)

五百旗頭 真兵庫県立大学理事長の発案により、有識者による「ポストコロナ社会兵庫会議」が発足し、ポストコロナを見据えた社会のあるべき姿などについて、国をはじめ広く社会に対する提言を取りまとめ

- 提言1 パンデミック時代の危機管理
- 提言2 デジタル革新の加速
- 提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化
- 提言4 分散型社会への転換
- 提言5 社会の絆の再生

(2) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- ・ 本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

(3) 地方振興を促進する立法措置 【内閣府、総務省、国土交通省】

- ・ 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

(4) 地方拠点強化税制の継続実施、充実 【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

①令和4年度以降の継続実施

- 新**・ 令和3年度末が期限となっている地方拠点強化税制について、令和4年度以降についても引き続き実施すること。

②施設整備計画の認定要件の適正化

- ・ 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること。

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・ 本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

③ オフィス減税等の拡充

- ・ オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること。
- ・ 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・ 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

<地方拠点強化税制の概要>

区分		内容
地方に所在する本社機能の拡充(拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万円の税額控除(最大)
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転(移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除(最大)
	※ 併用は原則不可(上乗せ分40万円のみ併用可)	

・ 本県：13社認定(R2まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

④ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと。(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

(5) 地域おこし協力隊に関する財政支援の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

- ・ 特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域などに限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること。
- ・ 活動期間(最長3年)の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・ 現行の対象地域は、3大都市圏においては、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定され、R1年度より人口減少率(2005-2015年度)11%以上の市町が対象とされたが、対象地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

[兵庫県版 地域おこし協力隊(R1~)の概要]

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	21市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね5集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
設置状況	18市町37名 (R3.3月末時点)	16市町102名 (R3.3月末時点)

(6) 空き家対策の推進

【国土交通省】

- 新**・ 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなつてからの期間など具体的な基準を示した上で、市町村が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと。

Ⅶ 地方税財政の充実・強化等

(1) (再掲) 令和4年度地方財政計画の充実

【総務省】

①一般財源総額の確実な確保

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和4年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和2年度及び3年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税収関係におけるリーマン・ショック時(H20.9)との比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H20年度		H21年度		H22年度		R元年度	R2年度		R3年度	
			前年度比		H20年度比			前年度比	前年度比	R元年度比	
(地消増税除き) 全税目計	699,867	622,089	▲ 11.1	632,488	▲ 9.6	(791,446) 795,119	(754,076) 794,899	(▲ 4.7) ▲ 0.0	(716,446) 764,700	(▲ 5.0) ▲ 3.8	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	212,426	147,625	▲ 30.5	166,588	▲ 21.6	252,786	227,839	▲ 9.9	194,371	▲ 14.7	▲ 23.1
法人2税	212,426	121,127	▲ 43.0	108,006	▲ 49.2	168,865	149,023	▲ 11.8	134,471	▲ 9.8	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	0	26,498	皆増	58,582	皆増	83,921	78,816	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	99,570	96,421	▲ 3.2	105,733	6.2	(191,364) 195,037	(181,009) 221,832	(▲ 5.4) 13.7	(182,982) 231,236	1.1 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.5	36.2	▲ 10.6	32.5	▲ 19.8	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	5.2	10.5	101.9	18.2	250.0	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は最終予算、R3年度は当初予算

※H22年度地方財政計画

- ・ 財源不足額 18.2兆円 (過去最大、仮試算時13.7兆円)
- ・ 地方一般財源総額 (水準超経費除き) 58.8兆円 (+1.0兆円)
- ・ 別枠加算 (地域活性化・雇用等臨時特例費) 1.0兆円

②各団体における必要額の確保

- 新**・ 個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること。

【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- ・ 地方財政計画上、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位:百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	<u>24,125</u>
個別・包括算定経費	783,957	759,259	<u>24,698</u>
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

(2) (再掲) 減収補填債の対象拡充

【総務省】

- 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること。
- 減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

【令和2年度の拡充内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)を対象税目に追加
- 地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置(地方消費税率引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。)

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～R1	R2
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税(R2～)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)	◎
	所得割				○			
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○						◎
	地方消費税		○					◎
	軽油引取税 たばこ税 ゴルフ場利用税 地方揮発油譲与税 航空機燃料譲与税							◎

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

※◎はR2に拡充された税目

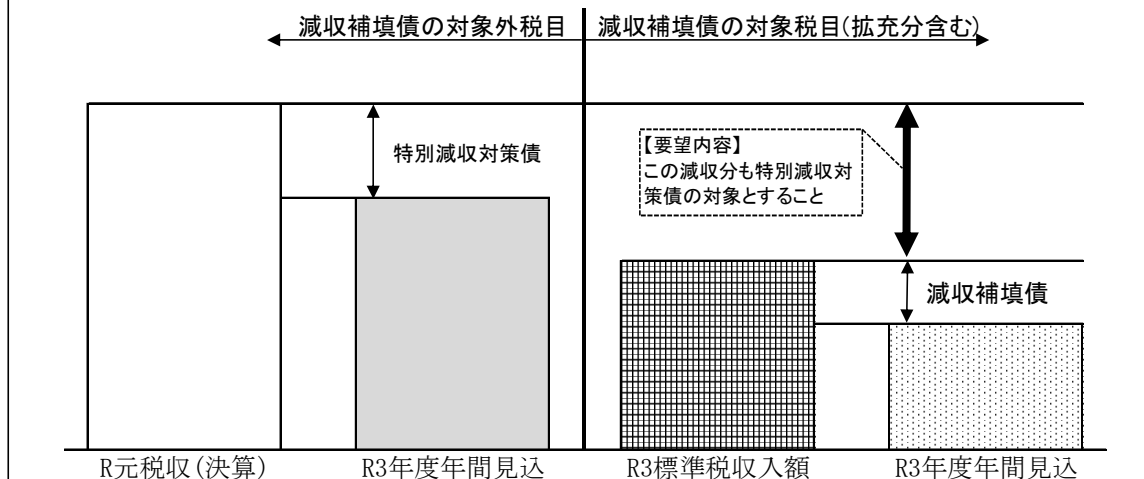
(3) (再掲) 特別減収対策債の延長、拡充

【総務省】

- 新・ 令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること。
- 新・ 投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること。
- 新・ 減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること。

【提案の背景】

- 減収補填債対象税目は、特別減収対策債の対象ではないため、標準税収収入額がR元年度決算額を下回った場合でも、その差額については起債措置がない。
- そのため、減収補填債の対象税目についても、R元年度決算額と標準税収収入額との差額について、特別減収対策債の発行を認める必要がある。



<特別減収対策債(R2~)>

- 減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当のための地方債
- 発行可能額は、令和元年度決算額と当該年度の収入見込み額との差額

(4) 超過負担の解消

【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

① 学校施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

[県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例 (令和元年度実績)]

補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

② 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

[福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例 (令和元年度実績)]

区分	補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
児童福祉施設 (乳児院の場合)	11,496千円/人	19,266千円/人	△7,770千円/人 (△40.3%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,480千円/人	11,721千円/人	△7,241千円/人 (△61.8%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	3,897千円/人	14,925千円/人	△11,028千円/人 (△73.9%)

◆ 工事単価と補助単価の約10年間における伸び率の比較

- 工事単価は、約1.5倍の伸び(※1)
- 補助単価は、約1.1~1.4倍(※2)の引き上げにとどまっている。

※1 建築着工統計(国交省)による工事単価の推移(全国) (単位:円/㎡)

区分	2010年 (H22)	2014年 (H26)	2019年 (R1)	増加比率 (H22→R1)
学校の校舎	203,354	238,798	296,843	146%
医療・福祉用建築物	196,257	232,297	286,876	147%

約1.5倍

※2 公立学校、福祉施設の補助単価の増加状況 (単位:円)

	区分	2010年 (H22)	2020 (R2)	増加比率 (H22→R2)	備考 (補助単価)
公立小中学校 (兵庫県)	校舎	147,600	201,400	136%	㎡あたり単価
	体育館	173,100	222,300	128%	
福祉施設 (全国一律)	乳児院	2,205,000	3,178,000	144%	定員あたり単価
	地域密着特養	4,000,000	4,480,000	112%	整備床数あたり単価
	障害者支援施設	79,500,000	103,700,000	130%	施設(21~40人)単価

約1.1~1.4倍

(5) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実

【内閣府】

- 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること。

[令和元年度まで]
 当初：1,000億円[地方創生推進交付金]+補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]
 [令和2年度から]
 当初：1,000億円[地方創生推進交付金。うち一部は地方創生拠点整備交付金(R3：50億円)]
 +補正：地方創生拠点整備交付金500億円

【提案の背景】

- 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

(6) デジタル化推進への財政措置の充実

【総務省】

- 新**・ 行政手続きのデジタル化やICT環境の整備、これらの整備に伴う維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、十分な財政措置を講じること。

<R3年度地方財政計画「地域デジタル社会推進費」：2,000億円(うち都道府県分800億円程度)>

- 本県交付税措置見込額 21億円(直近の臨時費目「地域社会再生事業費(R2地財)」の本県シェア率※を乗じて積算)
 ※(a)都道府県配分額2,104億円
 (b)本県措置額54.5億円 b/a=2.59%

- デジタル化に関する本県予算計上額 約24億円(一般財源ベース)

【デジタル化に関する本県予算計上事業(一般財源ベース)】

施策体系・区分		金額(百万円)
1 未来を創る ～イノベーションの創出～	(1)新事業・新サービスの創出 (ビッグデータ活用促進、地域IT人材育成等)	812
	(2)生活スタイルの変革 (在宅勤務システム基盤の整備等)	67
	(3)デジタル社会を先導する知の集積 (IT戦略推進事業の実施)	—
2 活力を高める ～パフォーマンスの向上～	(1)事業展開におけるクオリティの向上 (次世代産業DX導入、スマート農業推進等)	211
	(2)サービス利用者のユーティリティ向上 (県立病院遠隔画像診断ネットワーク構築等)	257
3 デジタル社会を支える ～基盤の強化～	(1)デジタルデバイドの解消 (GIGAスクールサポーター配置、シニア働き方創出等)	863
	(2)安全安心なICT環境の整備 (青少年安全安心ネット活用の推進等)	19
4 スマート自治体を目指す ～デジタル行政の推進～	(1)BPRの推進 (行政手続きオンライン化進、AI・RPA導入促進等)	165
	(2)情報システムの改革 (衛星通信回線の強化等)	—
計		2,394

(7) 地方交付税の適切な算定

【総務省】

①給与関係経費の適切な算定

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

[令和2年度給料月額と比較] (単位：円、%)

区分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	252,782	322,142	△69,360	78.5
	市町村	244,322	305,688	△61,366	79.9
警察官		283,800	313,626	△29,826	90.5
教職員	小学校	323,683	348,074	△24,391	93.0
	中学校	324,049	348,553	△24,504	93.0
	高等学校	321,395	368,559	△47,164	87.2
	特別支援学校	311,841	379,907	△68,066	82.1
消防職員		249,500	300,574	△51,074	83.0

②包括算定経費の適切な算定

- 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.9兆円減少している。

このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

[一般財源総額と基準財政需要額の推移(全国：不交付団体含む)] (単位：兆円)

区分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0

- ※ H19：包括算定経費の算定初年度
- H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度
- H26：消費税率引上げ(5%→8%)初年度
- R1：消費税率引上げ(8%→10%)初年度

③社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率引き上げによる増収分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てることになっている。令和3年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

地方単独事業である福祉医療費(乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者医療費助成事業等)などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として、臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

区分	R2	R3	R3-R2	備考
補助	22.7	23.0	+0.3	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
単独	14.8	14.8	+0.0	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が明示されていない
うち、会計年度任用職員分	0.2	0.2	+0.0	
うち、旧重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
その他	14.3	14.3	+0.0	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.0	0.2	+0.2	
計	40.4	40.9	+0.5	

[令和3年度における社会保障の充実等] (地方)

区分	R3	構成比
消費税増収額等 ①	4.01	-
地方消費税引上分	3.13	78.1%
交付税法定率分	0.88	21.9%
歳出	4.01	-
社会保障の充実分 ②	0.89	22.2%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	16.7%
公経済負担増分 ④	0.17	4.2%
差引き(安定化) ①-②-③-④	2.28	56.9%
<臨時財政対策債H25→R3増減>	△0.73	-

(国) (単位：兆円)

区分	R3	構成比
消費税増収額 ①	9.39	-
歳出	9.39	-
社会保障の充実 ②	2.09	22.3%
新しい政策パッケージ分 ③	0.91	9.7%
公経済負担増分 ④	0.46	4.9%
基礎年金 ⑤	3.40	36.2%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	2.53	26.9%

地財で活用事業が明示されている経費:43.1%(約4割)
※安定化に要する経費(残り約6割)は明示されていない

④特別交付税におけるルール項目の確実な措置

- 新**・ 特別交付税の算定において省令で算定方法が明記されているルール項目について、交付額が省令上の算定額を下回っている地方団体があり、特別交付税は、普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し交付されるものであるため、ルール項目の算定額を下回ることがないように、確実に措置すること。

(8) 地方の税収基盤の確保

①電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持 【総務省、経済産業省】

- ・ 電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること。
- ・ 令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと。

【提案理由】

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・ガス製造施設及び送配電・ガス導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2実施)及びガス導管事業(R4実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金(電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可)が維持される。
- エ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち経過措置対象事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。(経過措置の期間は、定められていない。)
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。
(cf. 本県の発電実績：45,565,447MWh > 電力需要：37,658,266MWh ※2019年度実績)

【兵庫県内における影響額(本県試算)】

区分	現行制度 A	所得+外形課税 とした場合 B	影響額 B-A
ガス	26億円	6億円	▲20億円

※ガス供給業(収入金額課税対象分)の法人事業税について、一般の事業者と同様の「所得課税+外形標準課税」方式に変更した場合の本県の実質的な収入の影響額(減収額)を、令和元年度決算額をベースに試算(特別法人事業譲与税を含む。)

【提案の背景】

- ・ R2 税制改正において、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直された。
- ・ R3 年度与党税制改正大綱では、ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方について、引き続き検討するものとされた。

②ゴルフ場利用税の堅持等

【総務省、文部科学省】

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
- エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約431億円、本県では約35億円（うち市町への交付金約24億円。R元年度決算額）の減収が見込まれる。

[兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額]

項目	主な事業	R3予算額(百万円)	
			一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,460	1,179
環境対策	水質調査、安全指導等	103	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,768	2,662
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	23	23
合計		4,377	3,895

[兵庫県における交付額上位団体]

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	550,846
2	神戸市	351,612
3	加東市	298,658
4	宝塚市	175,076
5	西宮市	138,777

(令和元年度決算)

- 70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること

[1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基礎調査(R元))]

70歳以上：1,233.5万円、65歳以上：1,276.6万円、全体平均：1,077.4万円

③固定資産税の安定的確保

【総務省、経済産業省、国土交通省】

ア 特例措置の廃止等

- 納税者の負担感に配慮し、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられた。

固定資産税は、市町が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する基幹税であり、新型コロナウイルス感染症対策に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、上記措置については令和3年度限りで確実に廃止すること。

<R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置>

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

イ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・ 償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

④所得格差に対応する税率構造の構築

【総務省、財務省】

- ・ 所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること。

- 新**・ 本来、資産所得として勤労所得よりも高い担税力を有する金融所得に対する課税(所得税、個人道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割)については、単一税率ではなく、所得に応じた累進税率の導入を検討すること。

【提案の背景】

- ・ 昭和61年分の所得税は10.5%~70%の15段階であったが、現行は5%~45%の7段階である。
- ・ これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得税の所得再分配機能が低下している。
- ・ 分離課税となる利子所得、配当所得及び株式等に係る譲渡所得については、20% (所得税15%、個人道府県民税5%)の単一税率を採用している。

(9) 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

【総務省、財務省】

①地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・ 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと。

【提案の背景】

- ・ 令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

【人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算)】



②事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。
- ・ 応能的性格である法人県民税(法人税割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと。

【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

③事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

ア 事業活動の実態を反映した検討

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること。
- ・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと。
 - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
 - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

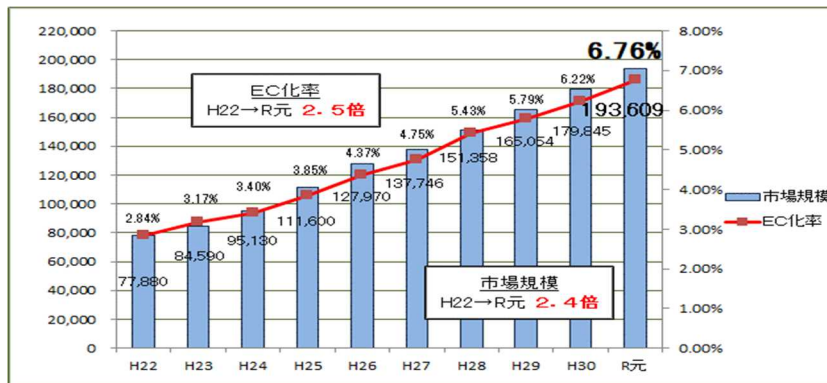
イ 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・ OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。

【提案の背景】

- ・ 事業活動の情報化、コロナ禍における電子商取引の拡大等により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみへ帰属している状況が生じている。
- ・ 消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率

全ての商取引のうち、
電子商取引が占める割合
〔経済産業省
「令和元年度電子商取引
に関する市場調査」〕

(10) 宝くじの売上向上

【総務省】

- 新・ 多様な購入者ニーズに応えられるよう、払い戻し率の見直しや発売等事務委託先の拡大、決済手段の拡大等によるインターネット販売の促進、広報活動の充実など、抜本的な措置を講じること。

【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,931億円まで落ち込んでいる。
- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金を拡充した宝くじや収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじが持つ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいるが、全国的に更なる対策を講じる必要がある。

<(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- ・宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ・ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になる取組 1位：中間当せん金帯を拡充する
- ・宝くじについて知らせてほしいこと 1位：収益金の使いみち
- ・最近1年間の購入者の割合（全国アンケート(約6,000人)による)：41.8%（20歳代では26.1%）

<当せん金付証券法における規定>

- ・当せん金品の総額は、発売総額の5割が上限
- ・発売等事務委託先は、銀行や政令で定める金融機関（信用金庫等）に限定